

令和6年12月26日

令和6年度第6回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和7年度小金井市一般廃棄物処理計画について
- (2) 小金井市一般廃棄物処理基本計画等について
- (3) その他

現行の災害廃棄物処理計画の課題を踏まえた対応方針

検討の進め方

① 現行計画の点検・課題整理

現行計画の点検・課題整理

【方法】災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインに基づく点検（令和5年4月）

上位計画の記載内容との整合確認
最新の主な取組の反映

【上位計画】

- 地域防災計画（令和5年3月）
- 国土強靱化計画（令和4年3月）
- 一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月）
- 一般廃棄物処理計画（令和5年4月）等

【最新の主な取組】

- 関東ブロック行動計画
- 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）
- 自衛隊との連携マニュアル

課題を踏まえた対応方針の検討

② 災害廃棄物処理計画（改）骨子案作成

③ 災害廃棄物処理計画（改）素案作成

災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインとは

- 過去の災害での教訓を踏まえ、環境省が有識者や被災自治体等の意見を聴取（ワーキンググループを設置）して作成したもの
- 「計画に記載しておくべき事項」「計画の実効性を向上させるために重要な事項」について確認するためのガイドライン
- その実効性を向上させるために重要な取組として、関係者と確認しておくべき事項についても記載

【ガイドラインの構成】

ガイドラインの位置付け

ガイドラインの使い方・活用例

チェックリスト

点検項目ごとの点検内容

【ガイドラインで示される点検項目】

NO.	点検項目	点検概要（抜粋）
①	庁内体制の確立	・ 関係他課を含む災害廃棄物処理に係る組織体制の記載有無。
②	スケジュール検討	・ 災害廃棄物処理事業の全体像が把握できる処理スケジュールの記載有無。
③	発生量推計	・ 環境省の災害廃棄物新推計式の活用有無。
④	広報	・ 災害廃棄物の分別項目の記載有無。 ・ 住民・災害ボランティアに向けた広報内容の整理有無。
⑤	片付けごみ対応	・ 片付けごみの回収方針・回収方法の記載有無。
⑥	仮置場の確保・設置	・ 仮置場の候補地を事前に選定。
⑦	仮置場の管理・運営	・ 仮置場における必要人数・資機材の記載有無。 ・ 仮置場候補地の形状に応じたレイアウト検討。
⑧	処理・処分	・ 廃棄物の種類ごとの処理フローの記載有無。
⑨	計画の点検・共有・改定	・ 災害廃棄物処理計画の見直し・改定頻度の記載有無。
⑩	関係者との連携	・ 災害支援協定締結先も含む具体的な支援先の記載有無。 ・ 地域ブロック行動計画に基づく支援内容の整理。
⑪	人材育成	・ 職員への人材育成方法の記載有無。

【点検項目ごとの点検内容（例）】

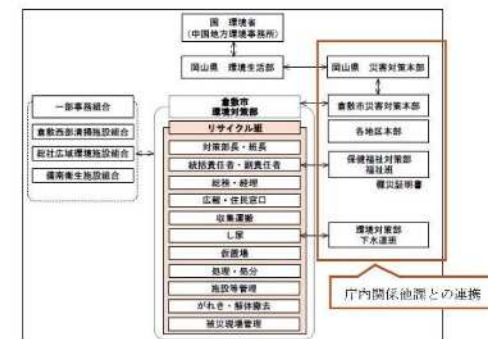
No. 1 庁内体制の確立

実行性の確保に必要な事項	
関係他課を含む庁内の組織体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容が記載されている。	◎
組織体制には、建築・土木職等の技術職が必要である旨が災害廃棄物処理計画に記載されている。	★

【点検事項】

- 災害廃棄物処理業務に携われないか。（公費解体、受援体制構築も含む）
- 各業務の担当課が明確になっているか。
- 仮置場の確保や、り災証明書の発行状況を踏まえた公費解体等、災害廃棄物処理事業は庁内関係他課との連携が必要となる。災害廃棄物処理計画に庁内関係各課との連携が記載されているか。
- 組織体制に建築・土木職が必要である旨、記載されているか。

【補足】公費解体業務は設計・積算業務が発生するが、廃棄物担当は普段このような業務を行っていないことから、土木・建築職といった技術職が必要となる。



出典：「岡山市災害廃棄物処理計画」（令和3年3月、岡山市）

＜参考文献＞「災害廃棄物対策指針技術資料」
【技7-2】災害廃棄物対策に関する業務リスト
【技8-3】受援体制の構築について

災害廃棄物処理の流れ



出典：「災害廃棄物の処理（チラシ）」（環境省）

災害廃棄物計画の点検・課題整理の結果①

【点検結果（主な内容）】

No.	点検項目	処理計画の該当章・節	点検結果	課題
①	庁内体制の確立	● 第2章第1節「組織体制の構築」図2-1	● 財務部署や建設・土木部署など連携する他部署が明記されていない。 (下水道課のみ記載)	● 地域防災計画と整合を図りつつ、関係他課との連携を意識した組織体制図へのバージョンアップ
②	スケジュール検討	● 第1章第5節「発災前後の業務の流れ」	● 災害初動期に対応が求められる『 片付けごみ 』への対応に関する記載がない。	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの出し方や回収方法、必要な車両等の確保方法を検討しておくことが必要 ● これまでの災害の教訓を踏まえた必要な業務の追加（災害ボランティアとの連携等）

◆ 発災前後の業務の流れ

平常時 (発災前)	<ul style="list-style-type: none"> ①組織体制の構築 ②協力体制の構築 ③し尿の処理の検討 ④仮置場候補地の検討 ⑤職員への教育訓練等 ⑥災害廃棄物対策マニュアルの作成、整備
↓ 発災！ ↓	
発災から 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ①災害廃棄物処理に関する組織の設置 ②災害廃棄物に関する情報収集 ③避難所の開設に伴う仮設トイレの設置
発災から 48時間ないし 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ①仮置場の開設、運用・管理 ②生活ごみ、避難所のごみ、し尿の収集・処理 ③災害廃棄物発生量の推計 ④支援の要請、広域体制の確認 ⑤市民への広報 ⑥不法投棄対策
発災後 約1か月まで	<ul style="list-style-type: none"> ①処理スケジュール・処理フローの策定 ②災害廃棄物処理実行計画の策定 ③補正予算編成及び補助金導入の検討 ④災害廃棄物処理の進捗管理
応急対策期～ 災害復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> ①災害廃棄物処理実行計画の見直し ②被災家屋の解体撤去 ③国庫補助金業務 ④災害廃棄物処理の進捗管理

◆ 災害廃棄物処理に関する組織体制



◆ 平成28年熊本地震の片付けごみ



出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル、環境省

災害廃棄物計画の点検・課題整理の結果②

【点検結果（主な内容）】

No.	点検項目	処理計画の該当章・節	点検結果	課題
③	発生量推計	● 巻末資料2.「災害廃棄物発生量及びし尿収集必要量、仮設トイレ必要設置基数等の推計」	● 「災害廃棄物対策指針」（環境省）の 旧推計式 により推計が行われている。（令和5年4月改定）	<ul style="list-style-type: none"> ● 新しい推計式を用いて災害廃棄物の発生量（地震、風水害）を推計することが必要 ● 合わせて仮置場の必要面積を見直すことが必要
④	広報	● 第3章第3節「発災後約1か月まで」	● 解体ごみの分別項目は記載されているが、市民の協力が必要となる 片付けごみの分別品目 が記載されていない。	● 発災後における 片付けごみの具体的な分別品目 を含む広報の内容（ 市民、災害ボランティア ）

◆ 現行計画における災害廃棄物の品目

コンクリートがら			金属くず		
木くず			可燃系混合物		
			不燃系混合物		

出典：小金井市災害廃棄物処理計画（平成31年、3月）

◆ ちらしの事例

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

災害により発生したごみの出し方・仮置場のご案内

● 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
 ● 豪雨により家屋で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

注意事項


- ・汚染された中に入っている金属等はすべて出してください。
- ・危険な品目（ガスボンベ、電池類、ガスボンベ、刃物、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ・ガラスや磁器などは割るしずみ、片づけをしてください。

■ 仮置場で、ごみ係員にしながら決められた場所においてください

場所：○○○○○○○ ※裏書を貼ってください
 開設期間：○月○日まで 9:00～16:00

【ごみ分別】
 品目：○○○○○○○
 開設期間：○月○日まで
 開設時間：9:00～16:00

【仮置場の分別配置図】



【問合せ先】○○市 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○○

出典：関東地方環境事務所

災害廃棄物計画の点検・課題整理の結果②

【点検結果（主な内容）】

No.	点検項目	処理計画の該当章・節	点検結果	課題
⑤	片付けごみ対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3章第2節「発災から48時間ないし72時間まで」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 『片付けごみ』への対応に関する記載がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係者の役割やごみの出し方や回収方法、必要な車両等の確保方法を検討しておくことが必要
⑥	仮置場の確保・設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2章第4節「仮置場候補地の検討」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な候補地が記載されている。 ● 仮置場の設置には事業者の協力が不可欠だが、その協力を得られる災害支援協定が整理されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画と整合を図った災害支援協定を整理する。
⑦	仮置場の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2章第4節「仮置場候補地の検討」 ● 巻末資料「3. 仮置場」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場の管理・運営に必要なリソース（人員、必要資機材）の量や調達方法が記載されていない、等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記の内容を巻末資料へ追記する。
⑩	関係者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2章第2節「協力的体制の構築」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害支援協定を含む支援要請先が整理されていない、等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画と整合を図った災害支援協定を整理や、最新の取組（関東ブロック行動計画、人材バンク等）を反映する。

上位計画の記載内容との整合確認①

小金井市地域防災計画（令和5年3月）

【主な記載内容】

初動期における各部（課）の重点災害応急対策

※ごみ・し尿・がれき処理等に関する他部署の業務も合わせて整理

●：担当部署、○：関連部署

主な初動期の重点応急対策		時間 (h)	企画 財政部	総務 部	市民 部	環境 部	福祉 保健部	子ども 家庭部	都市 整備部	学校 教育部	生涯 学習部	協力 部	小金井 市消防 団
情報収集 伝達	各部による被害情報の収集	発災～ 72 h											
	広報活動の実施		●	●		○			○				●
	関係防災機関等の連絡調整・応援要請		○	●	○	○	○		○		○		
	交通障害物の除去								●				
避難所	避難所の開設・運営	24～72 h				●	●	●		●			
	福祉避難所の開設・運営						●	●					
応急危険 度判定	り災証明書の発行の準備	24～72 h			●								
ごみ・し尿・ がれき処理 等	災害用トイレ等の調達・設置	発災～ 72 h		○		●		○		○	○		
	がれき仮置場等の設置		○			●							
	生活ごみ・避難所ごみ等の収集運搬体制の確保					●							
	し尿収集運搬体制の確保	24～72 h				●							
	ごみ・がれきの処理、処理計画等の策定					●							
その他	ボランティアセンターの設置	24～72 h	○	○	○		●			○	○		
	相談窓口の設置準備		●	○	○		○	○	○	○			

出典：「小金井市地域防災計画」（令和5年3月修正）の219～221ページをもとに作成

上位計画の記載内容との整合確認①

小金井市地域防災計画（令和5年3月）

【主な記載内容】

災害対策本部各部（課）の事務分掌

※ごみ・し尿・がれき処理等に関する他部署の業務も合わせて整理

【関連業務を抽出するに当たってのキーワード】

復興方針・復興計画

予算・財政

り災証明、被災証明

家屋被害棟数

避難所

下水道・し尿

リソース（職員、車両、資機材、燃料等）

オープンスペース

道路障害物

受援

民間協力団体

災害ボランティア・自衛隊

部名	班名	事務分掌			
企画 財政部	企画財政庶務班	7 オープンスペースの利用指定及び調整に関する事。			
		10 災害復興方針及び災害復興計画の作成に関する事。			
	財政班	1 災害対策に係る予算その他財務に関する事。 2 災害復興のための財政措置に関する事。			
	広報秘書班	11 ボランティアのニーズの把握に関する事。 12 ボランティアへの情報提供に関する事。			
		総括調整班	7 自衛隊の派遣要請依頼、受入れ及び応援部隊の対応に関する事。 11 民間協力団体等との連絡調整に関する事。		
総務部	職員配備班	1 職員の動員及び備えに関する事。 7 受援に関する事。			
	管財・物資管理班	3 緊急通行車両の確認申請事務に関する事。 9 必要な資機材及び物資の調査・調達に関する事。 13 燃料の確保に関する事。			
		市民庶務班	9 り災証明書の発行に関する事。		
市民部	税務・調査班	1 住家の被害状況調査に関する事。 2 全壊全焼、半壊半焼等区分別棟数の把握に関する事。 3 非住家の被害認定調査に関する事。			
		税務・支援班	3 り災証明書の発行に関する事。		
	環境庶務班	4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関する事。 12 オープンスペースの利用指定及び調整に関する事。			
環境部	清掃班	1 災害廃棄物の収集及び処理に関する事。 2 住宅等の解体及び撤去の申請の受付に関する事。 3 災害廃棄物の受入れ及び処理に関する事。 4 災害廃棄物の広域処理の調整に関する事。 5 ごみ処理施設の維持管理及び復旧に関する事。 6 必要な仮設トイレの調査及び調達に関する事。 7 し尿の収集及び処理に関する事。			
		下水道班	1 下水道の応急点検及び被害状況の調査に関する事。 2 下水道の応急復旧に関する事。 3 下水道の復旧に関する事。 5 応急仮設トイレ（マンホール等）の設置に関する事。		
			福祉保健庶務班	9 ボランティアセンターの開設及び運営に関する事。 10 ボランティアの受入に係る社会福祉協議会との連絡・調整に関する事。 11 ボランティアの活動状況の把握に関する事。 14 その他ボランティア活動に関する事。	
				都市清掃部	7 緊急交通路の確保並びに交通障害物の除去及び道路の啓開に関する事。

出典：「小金井市地域防災計画」（令和5年3月修正）の205～215ページをもとに作成

上位計画の記載内容との整合確認①

小金井市地域防災計画（令和5年3月）

【主な記載内容】

ボランティアとの連携・協働	<p>【予防対策（79ページ）】</p> <ul style="list-style-type: none">● 地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 <p>【応急対策（89ページ）】</p> <ul style="list-style-type: none">● 市は、都と連携し、小金井市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。
トイレの確保及びし尿処理	<p>【予防対策（416ページ）】</p> <ul style="list-style-type: none">● 災害用トイレの確保・備蓄・・・災害協定等の締結、マニュアル作成● 災害用トイレの普及啓発・・・災害用トイレの備蓄、災害用トイレの知識や利用方法等● し尿の収集・処理体制の確保・・・車両の確保等 <p>【応急対策（427ページ）】</p> <ul style="list-style-type: none">● 避難所における対応・・・災害用トイレの確保、対応● し尿の収集・整理・・・収集・処理計画の策定、し尿収集委託事業者への協力要請、水再生センターへの搬入、必要に応じて都への支援要請

上位計画の記載内容との整合確認②

小金井市地域防災計画（令和5年3月）

【主な記載内容】

ごみ処理

【予防対策（417ページ）】

- 廃棄物処理施設の耐震化の推進
- マンパワーや資機材の確保

【応急対策（428ページ）】

- 被害状況等に基づくごみ処理計画の策定
- 第1次対策と第2次対策に分けた対処

段階	内容
第1次対策	<ul style="list-style-type: none">□ 一般家庭から排出される生活ごみ、破損及び火災による家財ごみ、生活上、衛生上速やかに処理を必要とするごみについては、市民等により分別を徹底し、処理を進めていく。□ 中間処理施設への短期間大量投入が困難なため、環境保全に支障のない公有地・公園等を利用して、臨時集積所を確保し、平常時の作業体制に加え、一般廃棄物収集運搬許可業者等へ協力を要請するとともに、臨時に作業員を雇い上げる等を行い、収集が可能な状態となった時点から10日間で収集するよう努める。
第2次対策	<ul style="list-style-type: none">□ 臨時集積所に搬入されたごみを、臨時雇上げの人員、資材を活用して、中間処理施設へ搬出する。

- 処理応援の要請・・・他の公共団体、民間施設、都への支援要請、社会福祉協議会・NPO等との連携

上位計画の記載内容との整合確認②

小金井市地域防災計画（令和5年3月）

【主な記載内容】

がれき処理

【予防対策（417ページ）】

- 市有施設のアスベスト対策
- 民間事業者や近隣自治体との協力体制の構築

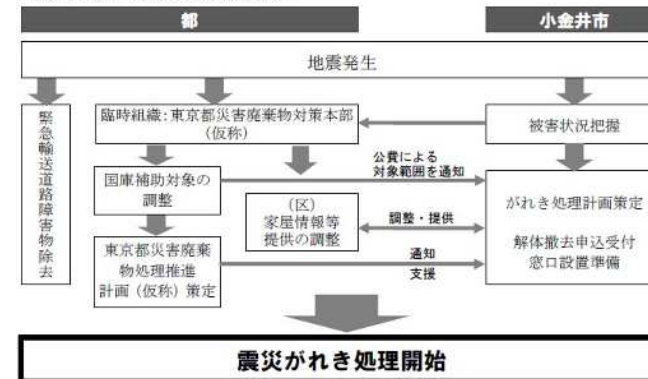
【応急対策（429ページ）】

- 発災直後から2週間までの作業工程
- がれき発生量の推計、処理計画の作成
- 緊急道路障害物除去作業に伴うがれき等の搬入
- がれきの撤去及び倒壊建物の解体
- がれき仮置場の設置
- がれきの中間処理・再生利用・最終処分
- 処理に必要な協力体制

【復旧対策（459ページ）】

- 道路障害物の除去に伴い発生したがれきの受入れ
- がれきの撤去及び倒壊建物の解体（公費解体）
- 仮置場の設置
- がれきの中間処理・再生利用・最終処分
- 処理に必要な協力体制

<発災直後から2週間までの作業行程>



出典：小金井市地域防災計画（令和5年3月修正）

<仮置場予定地>

（令和4年4月現在）

施設名	所在地
1 中間処理場	小金井市貫井北町 1-8-25
2 空缶・古紙等処理場	小金井市中町 3-19-16
3 都立武蔵野公園野球場付近	小金井市東町 5-1
4 都立小金井公園第一駐車場	小金井市関野町 2-6、2-9

<仮置場予定地（新庁舎建設後）>

施設名	所在地
1 小金井市野川クリーンセンター	小金井市東町 1-7-19
2 資源物処理施設（令和7年3月から）	小金井市貫井北町 1-8-25
3 都立武蔵野公園野球場付近	小金井市東町 5-1
4 都立小金井公園第一駐車場	小金井市関野町 2-6、2-9

出典：小金井市地域防災計画（令和5年3月修正）

上位計画の記載内容との整合確認③

小金井市国土強靱化計画（令和4年3月）

【主な記載内容】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none">■ 災害廃棄物の処理体制整備■ 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

■ 災害廃棄物の処理体制整備

- 「災害廃棄物処理計画」を踏まえて、**災害廃棄物の発生量の推計方法、仮置場の設置・管理方法**など、より具体的な内容を定める災害廃棄物処理初動マニュアルを整備し、災害発生時の対応に向けた**体制の構築**を推進する。
- 事前にながれき仮置場予定地を指定する。
- ながれき処理に関する現況を把握し、不足が想定される**マンパワーや資器材等の確保**に努める。
- 災害時の**ながれき処理に関する窓口の設置等の処理体制を整備**する。
- 清掃関連施設新設の際には、災害廃棄物の一時保管機能を確保する。

■ 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

- 大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、**処理体制の構築**に努めるとともに、**民間団体や近隣自治体との協力体制を構築**する。

上位計画の記載内容との整合確認④

小金井市一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月）

施策の展開に係る基本方針	安全・安心・安定的な適正処理の推進
取組内容	災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備

- 災害発生時には、「小金井市地域防災計画」の基本方針に基づき、被害による**ごみやがれきの発生量などの状況を把握**し、迅速に処理を進める。
- 「小金井市災害廃棄物処理計画」を踏まえて、**災害廃棄物の発生量の推計方法、仮置場の設置・管理方法**など、より具体的な内容を定める**災害廃棄物対策マニュアルを整備**し、災害発生時の対応に向けた**体制の構築**を推進していく。
- 災害時の混乱した状況下において、市民に正確な情報を伝え、速やかに災害廃棄物の処理を進める体制を構築するためには、市民・事業者・行政の連携が不可欠。**行政との役割を明確**にし、協働して初期対応に当たれるよう、**ごみゼロ化推進員と協力体制を構築**していく。

令和5年度小金井市一般廃棄物処理計画（令和5年4月1日）

取組内容	災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備
具体的な取組（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時体制の整備 ● 災害廃棄物処理計画及びマニュアルに基づく訓練の実施 ● 「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集・運搬業者と継続して締結

最新の取組（協力・支援に係る事項）の反映①

大規模災害時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画【第四版】 （令和6年3月、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会）

■ 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画とは

- 平時において地域ブロック協議会が策定する計画。地域ブロック内において、**行政のみならず民間事業者を含む地域ブロック内の関係者が連携・協力体制を構築**し、災害廃棄物対策の課題を解決するための対応や**都道府県域を越えた広域的な連携のあり方**をとりまとめた計画。
出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）

- 現在は、**人的支援**にとどまらず、**災害廃棄物の広域連携処理**を盛り込んだ改定を検討中。

■ 地域ブロック協議会とは

- 地域の地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、地域において廃棄物の処理に関わり得る自治体や事業者等に、広く参画を呼び掛け、地域ブロック協議会または連絡会を全国8箇所を設置。
- 平時からの備えとして、地域ブロック別の**災害廃棄物対策行動計画の策定**することに加え、関係者間の調整を行ったり、地域ブロックにおける共同訓練の開催に向けて、まずは自治体が策定する処理計画の策定に当たって助言、各自治体が行う訓練への協力を実施。
出典：「災害廃棄物対策情報サイト」（環境省）を一部加筆修正

最新の取組（協力・支援に係る事項）の反映②

災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

■ 制度の概要

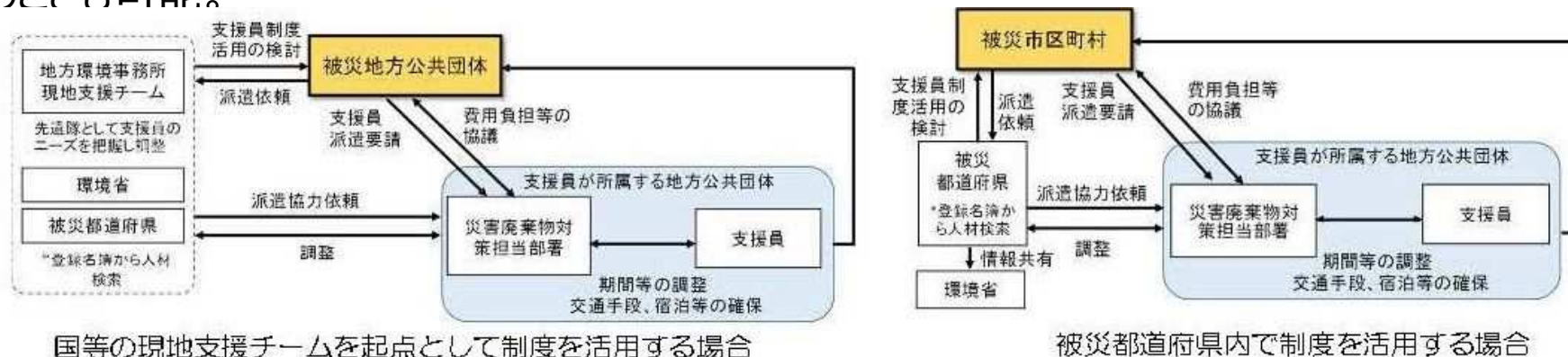
- 災害廃棄物処理を経験し、**知見を有する地方公共団体の人材**を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関する**マネジメントの支援**を行う。

■ 災害廃棄物処理支援員による活動内容

- ① 災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整
- ② 災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整

■ 制度の活用の流れ

- 被災地方公共団体からの要請を基本に、環境省現地支援チームが災害廃棄物処理支援員の派遣の必要性について、被災地方公共団体と検討。都道府県、環境省において、災害廃棄物処理支援員のマッチング。
- 都道府県が、その所管地域内の被災市区町村と災害廃棄物処理支援員の派遣の調整を行うことも可能。



出典：「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）について」（環境省）

最新の取組（協力・支援に係る事項）の反映③

災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル（令和2年8月、環境省・防衛省）

- 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年の大規模災害において、広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生しており、環境省、自衛隊、ボランティア関係団体を始めとした、関係省庁や関係機関が連携しながら処理を進めてきた。
- 環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、**環境省、防衛省、自治体、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等**を整理した連携対応マニュアルを作成。

自衛隊の活動状況
（令和2年7月豪雨、熊本県人吉市）



出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/r02_suigai/detail/?id=SR06-04-002&rtp=search&p=13&od=asc

点検結果を踏まえた課題への対応方針

No.	点検項目	点検結果を踏まえた課題への 対応方針
①	庁内体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画と整合を図りつつ、関係他課との連携を意識した組織体制図へのバージョンアップ ● これまでの災害の教訓を踏まえた必要な業務の追加（片付けごみへの対応、災害ボランティアとの連携等）
③	発生量推計	<ul style="list-style-type: none"> ● 新しい推計式を用いて災害廃棄物の発生量（地震、風水害）を推計することが必要 ● 合わせて仮置場の必要面積を見直すことが必要。
④	広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災後における片付けごみの具体的な分別品目を含む広報の内容（市民、災害ボランティア）
⑤	片付けごみ対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係者の役割やごみの出し方や回収方法、必要な車両等の確保方法を検討しておくことが必要
⑥	仮置場の確保・設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場の候補地を再点検する。 ● 地域防災計画と整合を図った災害支援協定を整理する。
⑦	仮置場の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場の管理・運営に必要なリソース（人員、必要資機材）の量や調達方法が記載する。
⑩	関係者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画と整合を図った災害支援協定を整理や、最新の取組（関東ブロック行動計画、人材バンク等）を反映する。

点検項目	検討方法	根拠資料等
① 庁内組織体制図の充実 ④ 広報内容の充実 ⑩ 関係者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 最新の関連計画・取組の反映 ● これまでの災害での教訓・課題等 	<p>【計画】地域防災計画、国土強靱化計画、一般廃棄物処理計画） 【取組】関東ブロック行動計画、人材バンク、自衛隊連携マニュアル等）</p> <p>【資料】これまでの災害廃棄物処理の記録誌や既存資料、等</p>
③ 発生量推計	<ul style="list-style-type: none"> ● 最新の被害想定・手法による推計 	<p>【資料】最新の被害想定、災害廃棄物対策指針の技術資料</p>
② スケジュール検討 ⑤ 片付けごみ対応 ⑥ 仮置場の確保・設置 ⑦ 仮置場の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 右記の調査結果を踏まえつつ、本市の地域特性を踏まえた必要事項の具体化 	<p>【資料】これまでの災害廃棄物処理の記録誌や既存資料、等</p> <p>【調査】仮置場等候補地の机上調査及び現地調査</p> <p>【必要な視点】本市の地域特性</p>

仮置場や地区集積所に係る検討方針

- 片付けごみや仮置場・地区集積所への対応に関して、**5W1H**の視点で対応事項を具体化する。

What (何を)	Where (どこで)
When (いつ)	Who (誰が)
Why (なぜ)	How (どのように)

片付けごみ対応

【どのような廃棄物 (What) が排出されるのか】

家具・家財	廃プラスチック類	ソファー	布団	畳
				
生木	タイヤ	ガラス・陶磁器	ブロック・がれき類	石膏ボード・スレート
				
金属	家電4品目	小型家電	その他処理困難物	
				

仮置場や地区集積所に係る検討方針

片付けごみ対応

【片付けごみはいつ排出されるのか（When）】

- 地震の場合・・・余震への警戒もあり、多くの人々が避難所で**数日から1週間程度**過ごすため多少の時間的な猶予がある。
- 水害の場合・・・**翌日**には水が引いている場合もあることから、廃棄物の片付けはすぐにスタート。

【片付けごみをどこに出してもらうのか（Where）】

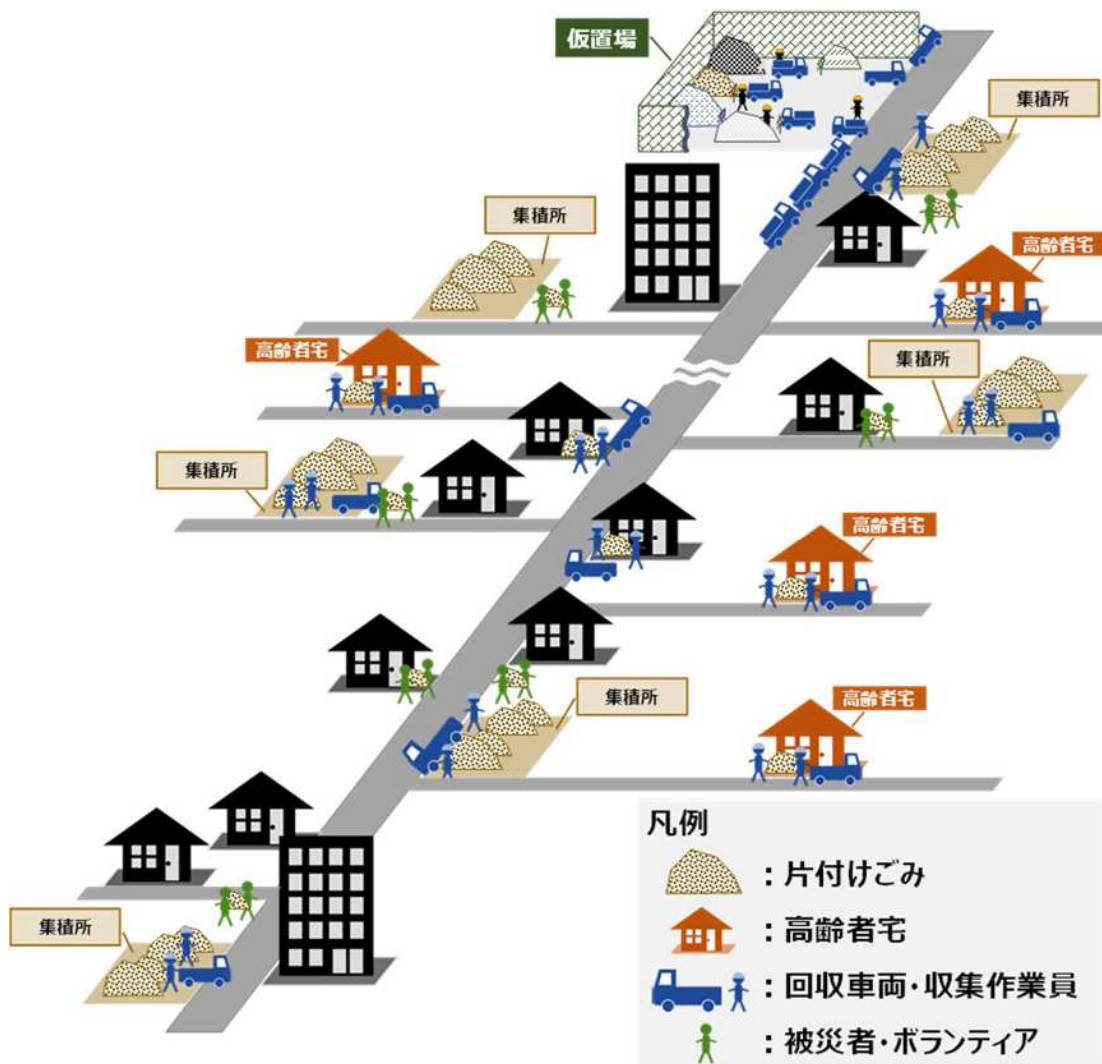
①敷地の道路際	②地区集積所	③一次仮置場	④勝手仮置場
 <p>道路まで溢れて緊急車両等の通行に支障</p>	 <p>管理されておらずごみが混合状態</p>	 <p>自治体が管理して分別を実施</p>	 <p>管理されておらずごみが混合状態</p>

※写真①、②、④の出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）、写真③の出典：D.Waste-Net撮影

用語	説明
地区集積所	ある一定の範囲の地域住民が災害廃棄物（主に片付けごみ）を持ち込むための場所。近隣の公園や空地が想定される。保管された災害廃棄物は、一次仮置場や処分先へ運搬される。
一次仮置場	住民が直接持込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するため被災市区町村が設置する仮置場。
勝手仮置場	一次仮置場の設置場所が被災地域から遠い場合や、災害廃棄物の搬入・搬出車両による渋滞等により、住民が片付けごみを一次仮置場に持ち込むことが困難になり、身近な空地や道路脇等に災害廃棄物が自然発生的に集積される場所

仮置場や地区集積所に係る検討方針

片付けごみ対応



出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省）

【対応方針】

- 災害の規模や地域の状況に応じて片付けごみの回収方法を検討する。

◆ プレスパッカー車等による片付けごみの回収状況



左上写真の出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

右下写真の出典：パシフィックコンサルタンツ株式会社撮影

仮置場や地区集積所に係る検討方針

仮置場や地区集積所への対応

【仮置場をどのように利用するか（How）】

- 候補地として選定されている十分な広さを有した土地か。
- 土地の諸条件は。分別品目は。
- これを踏まえたレイアウトや運用は現実的か、等

【対応方針】

- 改めて候補地の条件整理を机上調査・現地調査により点検する。

＜現地調査に当たっての視点＞ 面積、形状、道幅、出入口、車両動線、地盤面、近隣住居等の状況

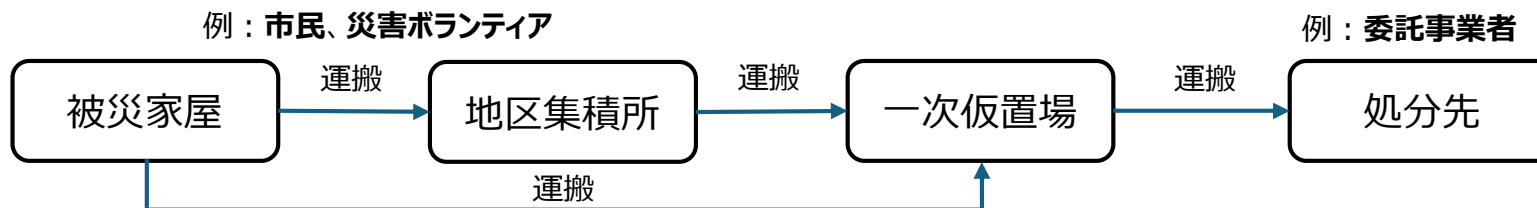
【誰が片付けごみを回収するか、誰が仮置場や地区集積所を管理するか（Who）】

【片付けごみの回収や仮置場等の管理に必要なリソース（資機材等）をどのように確保するか（How）】

【対応方針】

- 各自の役割・行動（市、事業者、市民、災害ボランティア）
- 分別品目の検討
- 必要な人員や資機材のリストアップ、支援を前提としたリソースの確保方法の整理

◆ 災害廃棄物（片付けごみ）の流れ



【一次仮置場の管理に必要な重機、車両、資機材の例】

- 重機（バックホウ、ホイールローダー）、フォークリフト、
- 車両（アームロール、ダンプ等）
- 鉄板、コンテナ、看板、フレコンバッグ、コーンほか

仮置場や地区集積所に係る検討方針

重機（バックホウ、ホイールローダー）



搬出車両（ダンプ）



搬出車両（アームロール車）



搬出車両（グラップル車）



フォークリフト



コンテナ



鉄板



ユニットハウス、仮設トイレ



フレコンバック



地域防災計画の記載内容

- 令和 5 年 3 月に改訂された「小金井市地域防災計画」では、多摩東部直下地震における小金井市から発生する災害廃棄物量は**約20万トン**と推計されている。
- 災害廃棄物発生量は、東京都防災会議の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」に記載されている推計式を用いて算出されている。

【首都直下地震等による東京の被害想定を採用式】

災害廃棄物量

$$\begin{aligned} &= (\text{木造全壊棟数} + \text{木造半壊棟数} / 2) \times (\text{1棟当たり木造床面積}) \times (\text{木造床面積当たり瓦礫重量}) \\ &+ (\text{非木造全壊棟数} + \text{非木造半壊棟数} / 2) \times (\text{1棟当たり非木造床面積}) \\ &\quad \times (\text{非木造床面積当たり瓦礫重量}) \\ &+ (\text{焼失棟数}) \times (\text{1棟当たり床面積}) \times (\text{焼失床面積当たり瓦礫重量}) \end{aligned}$$

災害廃棄物発生量の推計

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」に基づく推計結果

【推計条件】

建物区分	被害区分	被害棟数（棟）	一棟当たり床面積 (m ² /棟)	発生原単位 (トン/m ²)
木造	全壊	353	106.96	0.6
	半壊	1,263		
	焼失	1,535		0.23
非木造	全壊	92	403.55	1.0
	半壊	304		

【推計結果】

想定災害	木造解体に伴い発生する量		非木造解体に伴い発生する量		火災焼失に伴い発生する量	
多摩東部直下地震	63,180	トン	98,494	トン	37,764	トン
					合計	199,438 トン

災害廃棄物発生量の推計

新推計式の概要

- 平成26年3月に策定された「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて（中間とりまとめ）」の災害廃棄物発生量推計式をこれまでの対策指針では採用していた。
- 災害廃棄物発生量の推計精度向上を目的として、**地震、水害等の災害の種類別に災害廃棄物全体量と片付けごみ量の推計式を分けて新たに設定した。**（令和5年4月改定）
- 新推計式は、被害棟数を災害規模の基準として、推計式の適用範囲を定めている。

種類	区分	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害
災害廃棄物 全体量	住家・非住家 全壊棟数 10棟未満	3,000トン	3,000トン	900トン	3,000トン
	住家・非住家 全壊棟数 10棟以上	推計式【1】			
片付けごみ 発生量	住家・非住家 被害棟数 [※] 1,000棟未満	700トン程度		500トン程度	
	住家・非住家 被害棟数 [※] 1,000棟以上	推計式【2】			

災害廃棄物発生量の推計

新推計式

推計式【1】 災害廃棄物全体量

※解体ごみ、片付けごみ・公物等
すべてを含む全体量の推計

$$= \text{解体ごみ} + \text{片付けごみ} \cdot \text{公物等}$$

$$\begin{aligned} \text{解体ごみ} = & (\text{木造全壊棟数} \times \text{木造床面積} \times \text{原単位 (木造)} + \\ & \text{非木造全壊棟数} \times \text{非木造床面積} \times \text{原単位 (非木造)}) \times \text{全壊解体率} \\ & + (\text{木造半壊棟数} \times \text{木造床面積} \times \text{原単位 (木造)} + \\ & \text{非木造半壊棟数} \times \text{非木造床面積} \times \text{原単位 (非木造)}) \times \text{半壊解体率} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{片付けごみ} \cdot \text{公物等} = & (\text{木造全壊棟数} + \text{非木造全壊棟数}) \\ & \times \text{原単位 (片付けごみ} \cdot \text{公物等)} \end{aligned}$$

推計式【2】 片付けごみ量

※発災初動期に対応が求められる
“片付けごみ”のみの推計

$$\begin{aligned} = & (\text{全壊棟数} + \text{半壊棟数} + \text{その他被害棟数}) \\ & \times \text{原単位 (片付けごみ)} \end{aligned}$$

災害廃棄物発生量の推計

新推計式で使用する係数

【災害廃棄物全体量の推計に用いる各係数】

項目	採用値	根拠
木造/非木造 全壊棟数 木造/非木造 半壊棟数	木造 全壊：353棟、半壊：1,263棟 非木造 全壊：92棟、半壊：304棟 焼失 1,535棟（全て木造）	首都直下地震等による東京の被害想定 （令和4年5月25日公表）
木造/非木造床面積	木造 106.96 m ² /棟 非木造 403.55m ² /棟	東京都統計年鑑（令和元年）
原単位（木造）	0.5 t/m ²	災害廃棄物対策指針技術資料【14-2】 ※焼失の原単位は減量率を用いて設定
原単位（非木造）	1.2 t/m ²	災害廃棄物対策指針技術資料【14-2】 ※焼失の原単位は減量率を用いて設定
全壊解体率	0.75	災害廃棄物対策指針技術資料【14-2】 ※地震の場合の数値を記載
半壊解体率	0.25	災害廃棄物対策指針技術資料【14-2】 ※地震の場合の数値を記載
原単位（片付けごみ・公物等）	53.5 t/棟	災害廃棄物対策指針技術資料【14-2】 ※地震の場合の数値を記載

東京都の推計条
ら、東京都の
最新の床面積に
替えるよ

【片付けごみ量の推計に用いる各係数】

項目	採用値	根拠
全壊棟数 半壊棟数 その他被害棟数	全壊棟数と半壊棟数は首都直下地震等による東京の被害想定を採用 その他被害棟数は過去の実績から設定することを想定	首都直下地震等による東京の被害想定 （令和4年5月25日公表） 過去の実績
原単位（片付けごみ）	2.5 t/棟	災害廃棄物対策指針技術資料【14-2】 ※地震の場合の数値を記載

災害廃棄物発生量の推計

新推計式の特徴

■ 延べ床面積の設定

- 非木造の延べ床面積は地域ごとに大きな差が生じることから、**市町村毎に床面積（木造・非木造）を設定**することで、地域性を考慮している。

■ 床面積あたりの構造別（木造・非木造）原単位の設定

- 建物に使われる部材の違いから、**木造と非木造では発生原単位が大きく異なる**ことから、構造別の原単位を設定し、構造別の被害棟数を乗じることで算出する。

■ 解体率の設定

- 被害状況報告で報告される**全壊・半壊棟数の全てを解体するわけではない**ため、過去の災害実績を基に被害棟数に対する解体棟数の割合を考慮している。
⇒**地域防災計画の推計式では検討されていない。**

■ 建物の解体以外に発生する災害廃棄物量の設定

- 災害時には、建物の解体以外に発生する災害廃棄物として、片付けごみや土砂や流木などの公物が発生するため、建物の解体廃棄物と区別して算出している。

災害廃棄物発生量の推計

新推計式を用いた推計結果

【推計条件】

建物区分	被害区分	被害棟数（棟）	一棟当たり床面積（㎡/棟）	発生原単位（トン/㎡）	建物解体率
木造	全壊	353	106.96	0.5	0.75
	半壊	1,263			0.25
	焼失	1,535		0.3	0.75
非木造	全壊	92	403.55	1.2	0.75
	半壊	304			0.25
片付けごみ・公物等（木造・非木造の全壊棟数：445棟）				53.5	（トン/棟）

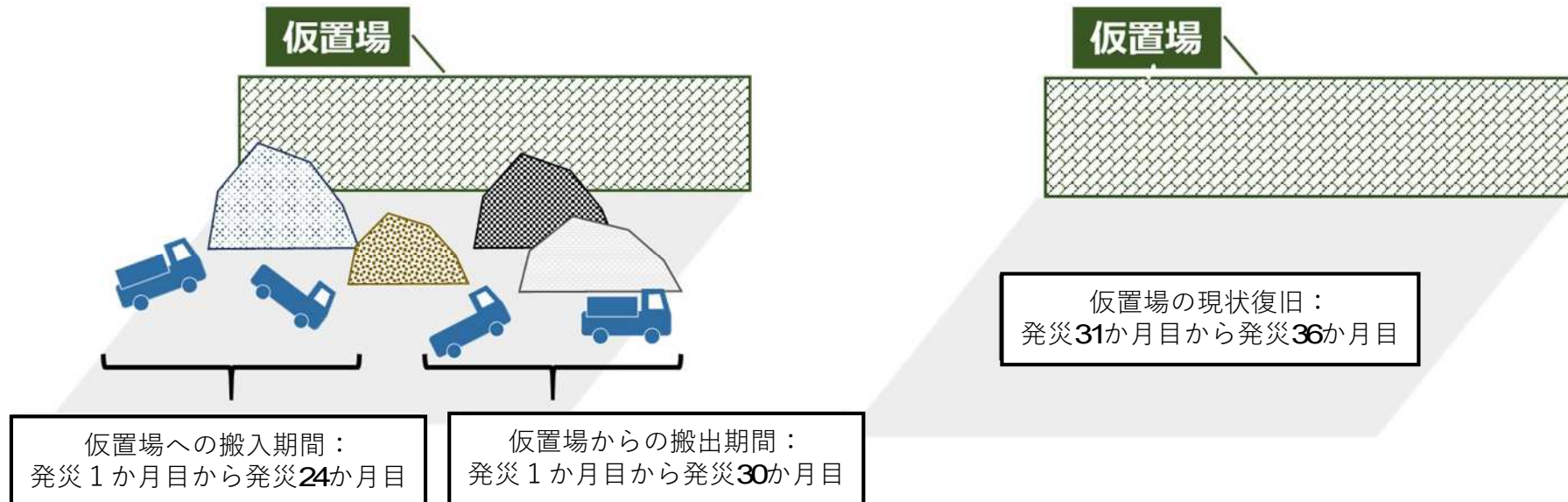
【推計結果】

想定災害	建物解体に伴い発生する量		建物解体以外に発生する量		火災焼失に伴い発生する量	
多摩東部直下地震	101,275	トン	23,797	トン	40,637	トン
	合計				165,709	トン

一次仮置場必要面積の推計

推計式の概要

- 災害廃棄物は一時的かつ大量に発生するものの、一定期間を通して排出され、処理スケジュールに基づき処理されることとなるため、**仮置場等必要面積の推計は処理スケジュールを考慮する必要がある。**
- 「**仮置場では災害廃棄物の搬入と搬出が並行して行われる**」ことを前提とした上で、想定する処理スケジュール（過去の災害実績等を踏まえ設定）に基づき、災害廃棄物の仮置場への搬入量及び仮置場からの搬出量から仮置量（搬入量と搬出量の差分）を推計し、その仮置量から必要面積を算定する。



一次仮置場必要面積の推計

一次仮置場の必要面積の推計式

※災害廃棄物対策指針 技術資料
【技18-2】仮置場の必要面積の算定方法を基に加筆

一次仮置場の必要面積 (m²)

$$= \text{仮置量 (トン)} / \text{見かけ比重 (トン/m}^2\text{)} / \text{積み上げ高さ (m)} \\ \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

仮置量 (トン) = 災害廃棄物の搬入量 (トン) - 搬出量 (トン)
搬入量 : 搬入スケジュールに基づき設定
搬出量 : 搬出スケジュールに基づき設定
見かけ比重 : 可燃物0.4 (トン/m³)、不燃物 : 1.1 (トン/m³)
(廃棄物同士の空隙も含んだ体積で重量を除いて求められる値)
積み上げ高さ : 5 m以下が望ましい
作業スペース割合 : 100%

※火災発生のリスクが少ない種類については、積み上げ高さを個別に設定してもよいが、作業上の安全面に考慮して設定することが必要である。

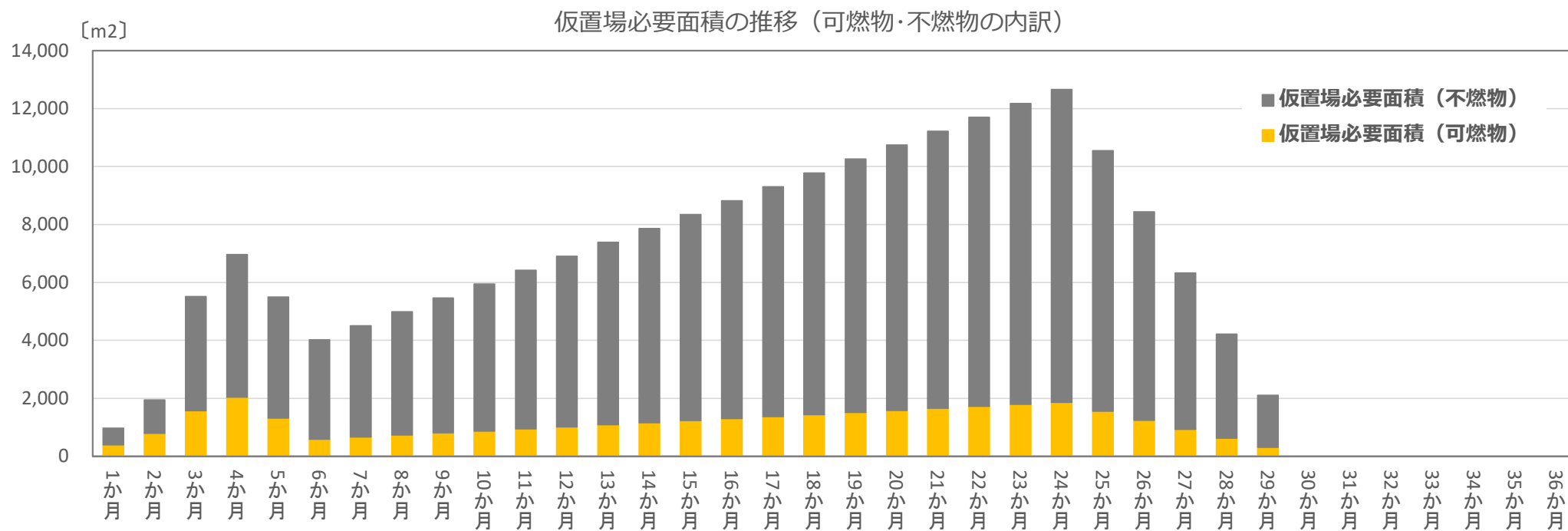
※仮置場の必要面積は、廃棄物の容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績より、仮置場の必要面積は廃棄物の容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加えることで推計する。

一次仮置場必要面積の推計

一次仮置場の必要面積の推計結果

■ 仮置場必要面積

- 開設から24ヶ月目で最大必要面積は約12,700㎡（仮置き量は約31,500トン）と推計された。



ワークショップ企画内容（案）

資料 2

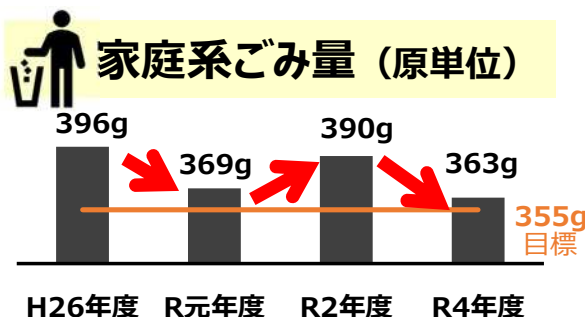
1. 市の現状

人口動態

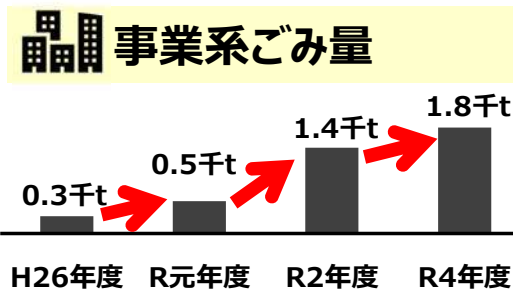
- 現在も増加、それに伴う世帯数（特に単身）の増加
- 外国人は約3,500人（対総人口比2.7%）、老年人口の増加率は20%
- 人口ビジョンでは令和12年をピークに人口は減少、高齢化率はさらに上昇

リデュース・リサイクル
全国3位

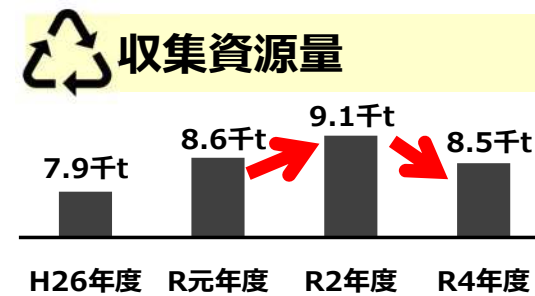
ごみ処理行政




- R2以降は減少傾向
- 現行計画目標達成に向け順調




- 増加傾向




- R2の一時的増加を除き概ね横ばい

 埋立処分量 **ゼロ**

 ごみ処理経費

- 多摩地域26市平均より高い

 処理施設

- 貴市のごみ処理体制は転換期

2. 課題分析

人口動態 を踏まえて

- 高齢者の増加によるごみ質の変化、デジタルデバイド問題
➡ 庁内他部署と連携した横断的な対策
- 生産年齢人口維持のため、20～30代の転入維持と転出抑制が必要
➡ 転入者、外国人に対しては情報の周知徹底等
- 単身者のライフスタイルに合わせた効率的・効果的な情報提供・啓発
- 少子高齢化によるごみ処理等における担い手不足、
税収減に伴う清掃予算費の確保・保持が困難に

2. 課題分析

ごみ処理行政 において想定

A：事業系ごみ・食品ロスを含めた市全体のごみ削減

- ➡ 事業系ごみ：排出実態を把握した上で、削減に向けた取組
- ➡ 食品ロス：本格的な削減の取り組み

“発生抑制”が最重要であり、
安全・安心・安定的な処理を継続的に実現

B：効率的な処理・資源化の推進の必要性

- ➡ 費用対効果の面から再考すべき施策については、このタイミングで見直し
- ➡ デジタル技術の活用による効率的なごみ処理行政の推進

C：社会情勢等への対応

- ➡ 2050年カーボンニュートラル、災害の頻発化・激甚化、危険ごみ
- ➡ 新たなごみ処理体制に対応した、適切な情報提供・周知徹底

3. ワークショップの結果の活用方針・テーマ設定に係る考え方

【活用方針】

◆ 課題出しに向けた情報の補足 …… 意見が出れば

→ 基本計画・食ロス計画の“課題”への反映・それを受けた施策の検討

◆ 具体的な取組・行動についてのアイデア出し …… メイン

→ 基本計画・食ロス計画の個別施策や、“市民の役割”・“事業者の役割”・“市の役割”、
処理計画の具体的取組への反映

※子供向けはワークショップ自体での普及啓発を主な目的としたいため、ここでの“結果の活用”は主に大人向けを想定



市の現状を踏まえた“課題分析”から、以下の視点を持ちつつテーマを設定

大人



市民の生活に密着したごみ問題で、解決のためのヒントにつながるよう、より深く、活発な議論を目指す

子供



体験型で気づきを与えるものとしつつ、“楽しさ”も追及

4. ワークショップの企画（案） ①大人向け



目的

市の現状や近年の社会情勢も踏まえた課題を踏まえ、市民が市に求めるものを知る（市の課題に対する市民目線でのアプローチ方法について、アイデア出ししてもらう）

テーマ

以下のようなテーマをいくつか設定し、意見出し（ブレインストーミング方式）

- 少子高齢化の時代では、どんな取組を市に求める？
- 転入者、外国人、単身者などに向けた、効果的な情報提供方法は？
- 食品ロス削減に向けて、家庭でできる取組、小売店に求めること、飲食店に求めること
- デジタル技術の“こんなあったらいいな”は？
- 新施設からどんな情報を発信してほしい？どのような発信方法が効果的？ など

参考：前回のワークショップの概要

○グループワークのテーマに関する説明（現状及び市を取り巻く状況について）

○グループワークの実施

各参加者がテーマを選び、テーマ毎にグループワーク（「課題の抽出」、「解決策の検討」）を実施。

＜グループワークのテーマ＞

テーマ1：生ごみや食品ロスの削減について

テーマ2：プラスチックごみの分別について

4. ワークショップの企画（案） ②子供向け



目的

- 家庭へ情報を持ち帰ってもらい、家族全員への普及啓発につなげる
- 体験し、自分で感じて気づきを得てもらうことで、効果を高める
- 新施設向けの啓発目的の展示物制作も兼ね、市民全体への啓発につなげる

テーマ

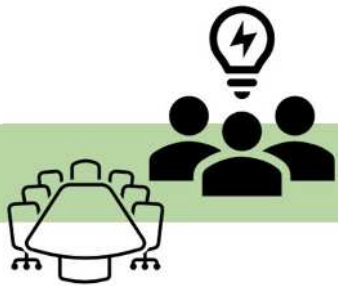
- ごみから素敵なモノへのアップサイクル・ごみアート
- ごみや資源を使った、1人1日ですごいごみ量の年度別グラフの作成
(小金井市野川クリーンセンター（または（仮称）資源物処理施設）への展示物にすることで、市民が施設見学に行きたい気持ちを生じさせる)

参考：前回のワークショップの概要

- ごみの分別、処理についての説明（ごみの種類、ごみのゆくえ、ごみ処理費用など）
- まちがい行動さがし
ごみの分別等に関する間違った行動を、グループ毎に模造紙へ書き出してもらう。
- 電池を外そう！分解体験
電池を取り外さないごみが、処理施設で火災等を引き起こす恐れがあるものを認識してもらい、実際に排出されたごみ（主に電池で動くような家電製品）を分解してもらう。

5. 本日はいただきたいご意見

- 前述の“テーマ”について、他に考えられるものがあればお願いします。
- その他、ワークショップの企画にあたって留意すべき点があればお願いします。



ワークショップは**来年の夏休み**に実施予定です



食品ロス削減推進計画の構成(案)

第1節 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と目的

食品ロスの定義や一般論を述べた上で、国や世界の動向を整理する。
そのうえで、小金井市のこれまでの施策や取組等を説明し、食品ロス削減推進計画策定の意義について言及する。

2. 計画の位置付け

国の基本方針や食品ロス削減推進法との整合はもちろん、小金井市の他の計画等との整合も図ることを明記する。

3. 計画の期間

計画期間を提示する(一般廃棄物(ごみ)処理基本計画と整合を取る想定)。

第2節 食品ロスの現状と課題

1. 国及び東京都の食品ロスの現状

国及び東京都の食品ロスの実績、目標の設定状況等を整理する。

2. 小金井市の現状と課題

小金井市の食品ロスの実績等を整理したうえで、国や東京都の目標との差や、あるべき姿に向けてどの程度取り組むべきなのかを提示する。

第3節 計画の理念(もしくはスローガン)・目標

1. 計画の理念(もしくはスローガン)

小金井市におけるごみ処理基本計画の理念や他の計画の方針等も踏まえ、本計画の理念やスローガン等を定める。

2. 食品ロス削減に係る目標

国や東京都の目標や、小金井市の現状も踏まえ、食品ロスに係る目標値を設定する。この際、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の目標値と整合を取る。

第4節 目標達成のための推進施策

1. 食品ロス削減のための施策

目標達成のための具体的な施策について整理する。

2. 求められる役割と行動

目標達成のために市民、事業者、市がそれぞれ担う役割と求められる行動を整理する。

第5節 計画の推進体制及び進行管理

本計画の推進体制と進行管理を提示する(一般廃棄物(ごみ)処理基本計画と整合を取る想定)。

【参考】都内他自治体の食品ロス削減推進計画の構成

多摩地域		
町田市	小平市	国立市
1. 計画策定の概要	1. 総論	1. 計画策定の基本事項
計画策定の主旨と目的	食品ロスの発生状況	計画策定の趣旨と目的
計画の位置づけ	国内外の動向	計画の位置づけと期間
計画の期間	計画の位置づけ	2. 食品ロスの現状と課題
2. 食品ロスの現状と課題	計画の期間	国立市のごみの現状
国内及び東京都の食品ロスの現状	2. 食品ロスの現状と課題	国立市の可燃ごみ及び食品ロスの現状
食品ロスの発生要因	国と東京都の食品ロスの現状	3. 食品ロス削減目標の設定
食品ロス削減の考え方	小平市の食品ロスの現状	計画期間と目標の考え方
町田市の現状と課題	3. 市の取組	2025年度までの目標
新型コロナウイルス感染症の拡大等による社会情勢の激化の影響	啓発活動	食品ロス削減推進計画の体系
3. 計画の目指す姿と削減目標	市内小・中学校に向けた取組	4. 食品ロス削減に向けた具体的な施策
計画の理念	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への加盟	食品ロス削減を推進する基盤づくり
食品ロス削減目標	未利用食品を回収するフードドライブ	食品性廃棄物の再生利用を含めた取組の推進
4. 推進施策	防災備蓄食品の積極的な有効活用	食品ロス削減の担い手を拡げるための取組
求められる役割と行動	生ごみ（食物資源）を堆肥化するための事業	
基本的施策	4. 基本指針	
5. 計画の推進体制及び進行管理	5. 指標	
推進体制及び進行管理	6. 行動指針	
	市民の役割と行動	
	事業者の役割と行動	
	市の役割と行動	

23区			
世田谷区	中野区	北区	江戸川区
1. 計画策定の基本事項	1. 計画の基本事項	1. 計画策定の概要	1. 計画策定の目的と位置づけ
計画策定の目的	計画策定の目的	計画策定の主旨と目的	背景と目的
計画の位置づけ	計画の位置づけ	計画の位置づけ	SDGsの観点
計画期間	計画期間	計画の期間	位置づけ
2. 食品ロスについて	2. 食品ロスについて	2. 食品ロスの現状と課題	計画期間
食品ロスの定義	食品ロスとは？	食品ロスの現状	2. 目標の設定について
食品ロスの原因	食品ロスの現状	北区の現状と課題	江戸川区の状況（食品ロス量の推計と推移）
食品ロスがもたらす環境への影響	食品ロスがもたらす環境への影響	新型コロナウイルス感染症の拡大による影響	目標の設定
世界・日本の食品ロスの現状	食品ロスとSDGs	北区の主な取り組み	3. 発生状況の分析について
東京都の食品ロスの現状	国の現状	計画の目指す姿と削減目標	家庭系食品ロスの発生状況等の分析
世田谷区の食品ロスの現状	東京都の現状	計画の理念	事業系食品ロスの発生状況等の分析
3. 基本理念と目標設定	中野区の現状	食品ロス削減目標	4. これまでの取組について
食品ロス削減推進計画の基本理念	3. 計画の理念と達成目標	4. 推進施策	えどがわ食べきり推進運動
食品ロス削減推進計画で設定する目標	基本理念	求められる役割と行動	食品ロス削減のための取組や活動の紹介
4. 目標達成に向けた取組み	達成目標	基本的施策	5. 計画の推進に向けて
目標達成に向けた取組の方向性	4. 区・部の役割	5. 計画の推進体制及び進行管理	計画の推進に向けて
食品ロスの削減に向けた取組み方針と区が展開する施策	5. 区民・事業者・区の役割	推進体制及び進行管理	循環型社会を構築した食品ロス削減の推進
食品ロスに関する意識・実態調査の結果	区民の役割		区・区民・事業者等における具体的な役割など
計画の推進体制	事業者の役割		6. これからの食品ロス
計画の進行管理 PDCA	区の役割		人口推計について
	6. 目標達成に向けた取組		再来の食品ロス
	食品ロス削減への理解の促進		
	家庭における食品ロス削減の推進		
	事業者との連携による食品ロス削減		
	他の自治体との連携		
	7. 計画の推進体制		

令和 7 年度小金井市一般廃棄物処理計画

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』
～ごみを出さないライフスタイルへ～

(12 月修正案)



令和 7 年 4 月 1 日

小金井市

目次

はじめに.....	1
計画の位置付け.....	2
小金井市のスローガン.....	2
第1章 基本計画に基づく施策の展開.....	3
第2章 一般廃棄物処理計画の実施状況.....	6
1. 令和5年（2023年）度までの一般廃棄物処理量.....	6
2. 令和6年（2024年）度一般廃棄物処理計画に掲げた施策.....	7
第3章 令和7年（2025年）度一般廃棄物処理計画.....	11
1. 一般廃棄物処理計画.....	11
2. プラスチック資源循環促進法への対応.....	12
3. 施策の展開.....	12
第4章 ごみ処理体制.....	14
1. 家庭系一般廃棄物.....	14
2. 事業系一般廃棄物.....	19
第5章 ごみ処理施設等に関する事項.....	21
1. 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設.....	21
2. 小金井市野川クリーンセンター.....	21
3. メタウォーターサステナブルパークこがねい.....	22
4. 最終処分場・エコセメント化施設.....	22
第6章 動物の死体処理.....	23
1. 市へ届け出るもの.....	23
2. 市が収集するもの.....	23
3. 処理方法.....	23
第7章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項.....	24
1. 市が収集しない一般廃棄物.....	24
2. 処理方法の変更.....	24
3. 災害廃棄物.....	24
第8章 生活排水処理.....	25
1. 収集運搬.....	25
2. 処理.....	25

発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間は令和2年度～12年度。以下「基本計画」という。）を策定し、発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針として、「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指して取り組んでいます。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において、令和2年4月から共同処理を行っています。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。

また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設にて、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。施設の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

令和4年8月の「小金井市野川クリーンセンター」の稼働に続き、令和7年3月にはプラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びん等の資源物処理施設が旧中間処理場敷地内に「メタウォーターサステナブルパークこがねい」として稼働を開始しました。このことをもって平成30年3月策定の「小金井市清掃関連施設整備計画」の目的であった循環型社会形成に資する施設の再配置及び適正処理の維持を図るための整備を終えました。本事業の推進に際し、当該施設周辺地域にお住まいの皆様並びに関係者に深く感謝申し上げます。

社会全体に目を向けると、新型コロナウイルス感染症により制限されていた社会経済活動も、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に分類されたことにより、これまで取りやめていた事業が再開される等、経済活動が活性化しています。

テレワークの普及やWEB会議化促進の影響を受けて、商品運搬用の箱や容器が増加傾向にあった家庭から排出されるごみも、令和4年度以降はコロナ禍以前にまで減少しました。一方、武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業や東小金井駅北口土地区画整理事業の推進により、令和3年5月に完成した大規模集合住宅と商業施設を兼ね備えた「武蔵小金井シティクロス」を中心に、市内全域でまちづくりが進み、市内の事業活動が活発化したことに伴い事業所等からのごみは増え

ており、結果として浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設に搬入される事業系ごみが増加しています。

そのような中、令和4年4月にはプラスチックの資源循環を総合的に推進するためのプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、容器のみならずプラスチック製品の再資源化、再商品化に向けた新たな仕組みを構築する必要性に迫られています。また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）では、国内で発生する食品ロスを2030年度までに半減（2000年度比）させることを目標として掲げているところ、環境省から公表された令和4年度の食品ロス発生推計値では事業所等の発生分については、削減目標を達成しました。しかしながら、家庭系については目標を達成しておらず、家庭からの食品ロスを削減するための取組の強化が求められています。

こうした状況を踏まえながら、循環型社会の形成を目指すとともに、市内外の各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層のごみの減量及び資源化に努めるため、基本計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組み、最大限のごみ減量を目指し、令和7年度一般廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定した基本計画を具体的実施するために年度ごとに定める実施計画です。

基本計画に掲げられた「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指す将来像として、3Rを推進する持続可能な循環型社会の形成を目指します。

小金井市のスローガン



循環型都市「ごみゼロタウン小金井」
～ごみを出さないライフスタイルへ～

基本計画における『目指す将来像』であり、非常事態宣言のサブタイトルでもあった「循環型都市「ごみゼロタウン小金井」」をスローガンとしています。サブタイトルには、3Rの中でも「リデュース（発生抑制）」が最も重要であることから、ごみを出さないライフスタイルを市民の皆様のご日常生活の中に定着させたいという思いを込めています。

基本方針と計画項目

「基本計画」では、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針として、この基本方針ごとに計画項目を定めています。

【基本計画における基本方針と計画項目】

- 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、次の8つを計画項目として定め、取組を展開します。
 - ① ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）
 - ② 再使用の促進（リユース）
 - ③ 資源循環システムの構築（リサイクル）
 - ④ 分別・啓発活動の強化
 - ⑤ 環境教育・環境学習の推進
 - ⑥ 地域における3Rの推進
 - ⑦ 事業活動における3Rの推進
 - ⑧ 行政における3Rの推進

- 「安全・安心・安定的な適正処理の推進」では、次の3つを計画項目として定め、取組を展開します。
 - ① 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進
 - ② 安全・安心・安定的な処理・処分の推進
 - ③ 廃棄物処理を支える体制の確立

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

可燃ごみの処理については、令和2年（2020年）4月から日野市、国分寺市とともに、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において共同処理が始まりました。また、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設として小金井市野川クリーンセンターが令和4年8月に本格稼働を開始し、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設としてメタウォーターサステナブルパークこがねいが令和7年3月に本格稼働を開

始しています。各処理施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するために、市民・事業者・行政が一丸となり引き続きごみ減量と資源化の取組を実践することが重要です。

「基本計画」では、本市における課題を踏まえ各取組内容を「充実」「強化」「重点」に区分していますが、その中でも特に『発生抑制を最優先とした3Rの推進』の各計画項目において「重点」と位置付けた項目の施策については、積極的に展開していく必要があります。

※基本計画における重点項目は下表のとおり。

基本計画における重点項目（抄）

計画項目	取組内容
1 ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）	(1) 食品ロス削減の推進
2 再使用の促進（リユース）	(1) リユースルートの構築と円滑な運用の推進
3 資源循環システムの構築（リサイクル）	(3) 生ごみ資源化施策の推進
4 分別・啓発活動の強化	(5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化
5 環境教育・環境学習の推進	(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進 (2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進
6 地域における3Rの推進	(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進
7 事業活動における3Rの推進	(2) 事業系ごみの発生抑制の推進
8 行政における3Rの推進	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底

(注) 取組内容に記載されている番号は、基本計画と一致させています。

(2) 安全・安心・安定的な適正処理の推進

安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」「廃棄物処理を支える体制の確立」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進

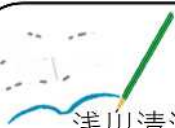
取 組 内 容
(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保
(2) ふれあい収集体制の推進

2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

取 組 内 容
(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保
(2) 中間処理量・最終処分量の削減
(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応
(4) 不法投棄防止体制の確立
(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施

3. 廃棄物処理を支える体制の確立

取 組 内 容
(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携
(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携
(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化
(4) 清掃関連施設の整備
(5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備
(6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開
(7) 環境基金の有効活用



～ 3市ごみ減量推進市民会議について～

浅川清流環境組合の構成市である3市（日野市・国分寺市・小金井市）の市民等が参加して平成30年から活動しており、2050年までに3市の可燃ごみ焼却量をゼロに近づけることを目標に掲げて、ごみ減量施策、情報発信等についての検討、意見交換等を行っています。

第2章 一般廃棄物処理計画の実施状況

1. 令和5年（2023年）度までの一般廃棄物処理量

(1) 一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：t

	分別区分	R元	R2	R3	R4	R5
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	11,783	12,408	12,304	11,985	11,579
	燃やさないごみ	1,443	1,636	1,552	1,400	1,314
	プラスチックごみ	2,250	2,375	2,317	2,223	2,129
	粗大ごみ	1,011	1,084	994	906	870
	有害ごみ	42	46	43	43	38
	資源物	8,696	9,139	8,784	8,591	8,161
	集団回収	1,500	1,384	1,340	1,299	1,229
	小計	26,725	※1 28,072	27,334	26,447	25,320
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	544	1,447	1,571	1,788	1,849
	燃やさないごみ	0	0	0	0	0
	小計	544	※2 1,447	1,571	1,788	1,849
合計		27,269	29,519	28,905	28,235	27,169

※1 家庭系一般廃棄物の排出量は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言の発令、在宅ワークなど、家庭で過ごす時間が増えたことにより増加したと考えられます。

※2 事業系一般廃棄物の排出量は、小金井市が広域支援を受けている間、民間の一般廃棄物処理施設に搬入されていたものが、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働開始に伴い搬入され増加したものです。

(2) 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：g/人・日

	分別区分	R元	R2	R3	R4	R5
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	263	275	270	263	254
	燃やさないごみ	32	36	34	31	29
	プラスチックごみ	50	53	51	49	47
	粗大ごみ	23	24	22	20	19
	有害ごみ	1	1	1	1	1
	小計（※）	369	390	378	363	349
	資源物	194	203	193	189	179
	集団回収	34	31	29	29	27
	小計	228	234	222	218	206
	合計	597	623	601	580	555
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	12	32	35	39	41
	燃やさないごみ	0	0	0	0	0
	小計	12	32	35	39	41
総合計		609	655	635	620	595

※ 四捨五入による表示をしているため、計数は一致しない場合があります。

2. 令和6年（2024年）度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

令和6年度は、基本計画に基づき、「充実」「強化」「重点」に区分された中から、特に『発生抑制を最優先とした3Rの推進』の計画項目において「重点」と位置付けた項目の施策について、積極的に施策の展開を図りました。

例えば、食品ロス削減の推進に向け、市内事業者の店舗に直接訪問して食品ロス削減推進協力店への認定に向けた支援の実施及び本事業の周知・協力を呼び掛けるなど積極的な働きかけを行い、食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及並びに利用者の拡大を図りました。

また、粗大ごみ申請受付の際にリユースショップとの仲介を行うサービスである「おいくら」を紹介するなど、リユース事業のさらなる推進を図りました。

生ごみ資源化施策としては、市立保育園から生じる給食調理くず等の資源化方式を変更し、大型の電動生ごみ処理乾燥機を使用せずに生ごみをそのまま堆肥化することで、市内で発生する二酸化炭素の抑制及び電動生ごみ処理乾燥機の撤去による消費電力の削減を図り、それに伴い、食品リサイクル堆肥の活用範囲の見直しを進めました。

さらに、令和7年度は基本計画の計画期間の中間年度となることから、現行基本計画の進捗状況、課題等を把握し、社会動向及び法制度の動向や変化を踏まえて見直しを行う必要があることに加え、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）」で食品ロス削減推進計画策定の努力義務が課せられていることから、令和6年度から各施策の見直しを行うなど、基本計画の改定と食品ロス削減推進計画の策定に向けた準備を進めてきました。

同時に、小金井市災害廃棄物処理計画について、環境省「災害廃棄物対策指針」及び「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」に沿った点検を進め、平成31年3月に策定した小金井市災害廃棄物処理計画における見直すべき項目を整理しました。

令和6年度 重点項目に対する各取組の展開

取組内容	年度の活動目標	実施した具体的な取組	取組結果
食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」登録店、出品数、ユーザー数の増加、事業拡大 すぐに食べる物を購入する場合は手前に置いてある物(期限が近い物)から取る「てまえどり」の推進・啓発を行う 燃やすごみ組成分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「小金井カメすけ」協力店増加のため、市内店舗へ直接訪問し、事業の説明・協力依頼を実施 6月の環境月間、10月の食品ロス削減月間に市内セブンイレブンにて「てまえどりPOP」の掲示 組成分析を実施し、食品ロス削減推進計画策定に向けた市内の未利用食品、食べ残し等の傾向分析 	<ul style="list-style-type: none"> 「小金井カメすけ」協力店 22店舗→〇〇店舗 「小金井カメすけ」による食品ロス削減量 11,020g → 〇〇g 組成分析の実施 4回 未利用食品、食べ残し等の割合 2.8% → 〇% キャラクターを活用した市報、ごみ分別アプリ、SNS等を活用した啓発の実施 <p>※R5年度→R6.12月現在で実績記載</p>
リユースルートの構築と円滑な運用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「ゆづる輪」の本格実施 「おいくら」利用件数の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 本格実施に向けた整理・懸念事項の洗い出し 粗大ごみ受付時、ごみ・リサイクルカレンダー等での「おいくら」の周知 粗大ごみオンライン化に向けた課題整理、システム導入に向けた検討 新たな資源化施策の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「ゆづる輪」成立件数 213件 → ●●件 「おいくら」への査定依頼数 230件 → ●件 プラスチック衣装ケース・ゴルフクラブの資源化開始 <p>※R5年度→R6.12月現在で実績記載</p>
生ごみ資源化施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市立小中学校から生じる給食調理くずの資源化方式変更 生ごみ投入リサイクル事業の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育園から生じる給食調理くずの資源化方式変更 生ごみ投入リサイクル事業の見直し 市立小中学校の生ごみ乾燥機の撤去に向けた協議 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み生ごみ投入リサイクル事業でのスタンプラリーの実施 市立小中学校の給食調理くず処理方法及び堆肥配布方法の変更
施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> 啓発媒体の内容刷新及びデジタル化 	<ul style="list-style-type: none"> メタウォーターサステナブルパークこがねいでの各種啓発のデジタル化 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルサイネージ タッチパネル形式クイズ ごみ減量キャラクターを活用した啓発パネルの設置 リチウムイオン電池発火事故防止啓発DVD くらしの中のごみ減量電子化 ごみ減量大作戦動画編集
小・中学校を対象とした環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市内全小学校による施設見学の実施 生ごみリサイクル堆肥を用いて育成した農作物を使用した献立の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 施設見学の際にリユース事業・分別・有害ごみの適切な排出について説明を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 各種ワークショップの実施 市内小学校施設見学 浅川清流環境組合 <ul style="list-style-type: none"> ●校 野川クリーンセンター ●校

取組内容	年度の活動目標	実施した具体的な取組	取組結果
町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進	・施設見学会の実施	・浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設見学会の実施 ・自治会への出張講座(ごみ分別クイズ・小金井カメすけの事業紹介)	・浅川清流環境組合見学会参加者 ●人 ・出張講座 ●回
ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進	・研修会の新規実施	・ごみゼロ化総会での研修会の実施 ・市報やチラシを活用したごみゼロ化推進員に関する広報・啓発 ・ごみゼロ化推進会議の開催支援	・市報への掲載 ・ごみ相談員制度充実に向けた研修会 ●回 ・路上喫煙防止キャンペーンの実施 ・市内事業所の可燃ごみ抜き打ち検査 ・施設見学会、講演会の実施
事業系ごみの発生抑制の推進	・排出状況の把握、個別指導の実施	・排出状況の把握、個別指導の実施 ・東京都環境公社の3Rアドバイザーと協力した大規模事業者への現地調査の実施	・定期的な搬入物検査の実施 ・大規模事業所立入調査 ●回
市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底	・排出量削減に向けた取組の実施	・排出量削減に向けた取組の実施 ・新入職員向け研修の実施	・小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画(後期)策定

※ 活動結果は令和6年12月31日現在

※ 基本計画において「重点項目」としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組を展開していますが、本計画では「重点項目」についてのみ抜粋しています。他の取組内容については基本計画をご参照ください。

令和6年度は、前年度に続き、「よりわかりやすい啓発」を念頭に、活動目標に向けた各事業を展開しました。幅広い世代に向けた講演会や、小中学校の長期休暇に合わせた児童向けワークショップを定例的に開催し、その様子を市ホームページに掲載することで、市民参加を促進するとともに、メタウォーターサステナブルパーク **こがねい** の施設紹介や市の取組み等に係る啓発媒体のデジタル化を進めました。

また、基本計画の中間目標年度を前に、計画期間後期に向け、現行基本計画の進捗状況、課題等を把握し、社会動向及び法制度の動向や変化を踏まえて見直しを進めたほか、食品ロスの削減を推進する取組を検討し、本市における食品ロス削減推進計画の策定に向けた準備を進めました。

家庭から排出されるごみは、市民の皆様のご理解、ご協力によりコロナ禍以前と同程度まで減少しましたが、事業所等から排出されるごみは、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働以降、再び搬入されるようになったこと及び市内事業活動の活発化などに伴い、増加しています。ごみ量の増加状況等を

踏まえ、コロナ禍で中止となっていた市内大規模事業所の事業系一般廃棄物の排出状況に係る実地確認を再開し、東京都の3Rアドバイザー事業を活用し、資源化の促進及び分別におけるアドバイス等を実施しました。また、食品を扱う事業者に対し、食品ロスの削減を目的とした「小金井カメすけ」の利用拡大のため、直接店舗へお伺いし、説明及び新規導入の手助けを行い、協力事業者の拡大及び食品ロス削減量の増加を図ったほか、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設で事業系ごみの搬入物検査を実施して分別指導を行いました。今後も重点項目である「事業系ごみの発生抑制の推進」について、効果的な事業展開を図ることを課題とし、引き続き取組の実施と検討を行います。

また、小金井市一般廃棄物処理基本計画等について、より効果的な施策などの検討を進め、令和7年度中の策定を目指しました。

第3章 令和7年（2025年）度一般廃棄物処理計画

1. 一般廃棄物処理計画

本年度及び令和12年（2030年）度における一般廃棄物処理計画（量）を、以下に示します。

(1) 一般廃棄物処理計画（量）

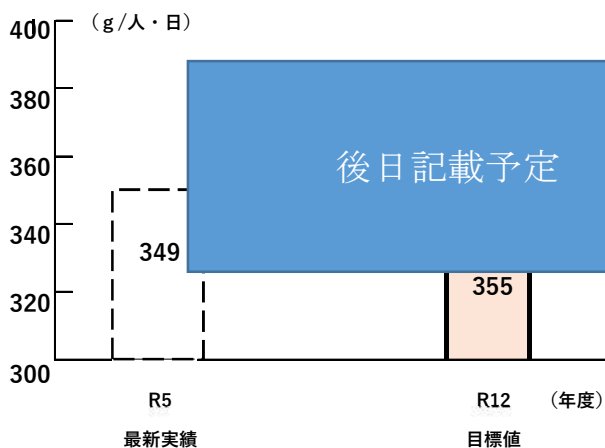
単位：t

	分別区分	R 6 実績値	R 7 計画値	R12 目標値
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	11,579		11,045
	燃やさないごみ	1,314		1,399
	プラスチックごみ	2,129		2,253
	粗大ごみ	870		917
	有害ごみ	38		40
	資源物	8,161		8,762
	集団回収	1,229		1,533
	小計	25,320		25,950
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	1,849		2,379
	燃やさないごみ	0		6
	小計	1,849		2,385
合計		27,169		28,335

※ 四捨五入により表示をしているため、計数は一致しない場合があります。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上において5類感染症に位置付けられましたが、感染拡大防止策の徹底やテレワーク・WEB会議化が促進されるなど社会経済活動の回復が進むことにより、今後どのようにごみの傾向が変化するかは不透明です。そのため、令和6年度の計画（量）は、令和5年度上半期の実績を反映して決定しています。

(2) 目標値（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）



P 6 「(2) 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（項目別）の推移」表中の「小計（※）」の数値を、家庭系一般廃棄物の最新実績値とし、基本計画における目標値である355gを目指しています。

2. プラスチック資源循環促進法への対応

令和4年4月から施行された「プラスチック資源循環促進法」において、家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収(本市においては実施済み)と、資源循環の促進等への取り組みが求められています。

本市では、令和7年3月に本格稼働を開始したメタウォーターサステナブルパークこがねいにおいて容器包装プラスチック及び製品プラスチックを混合べール化し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡すことで再商品化を行います。

3. 施策の展開

令和7年度も、引き続き基本計画に基づき「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針とした上で、各施策の展開を図ります。

さらに、令和6年度に続き、一般廃棄物処理基本計画と災害廃棄物処理計画及び食品ロス削減推進計画を検討して策定し、3Rと適正処理を推進します。

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

ごみの種類に合わせて積極的に施策の展開を図り、より効果的に発生抑制を進めます。令和6年度における「重点項目」に対する各取組の展開は下表のとおりです。

令和7年度 重点項目に対する各取組の展開

取組内容	実施する具体的な取組	年度の活動目標
食品ロス削減の推進	食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大	・「小金井カメすけ」登録店、出品数、ユーザー数の増
リユースルートの構築と円滑な運用の推進	・「おいくら」利用促進及び野川ク	「ゆづる輪」の本格実施 「おいくら」利用件数の拡大
生ごみ資源化施策の推進	・生ごみ投入リサイクル事業の継続実施及び自主的な市民活動への支援	市立小中学校から生じる給食調理くずの資源化方式変更 ・生ごみ投入リサイクル事業の見直し

取組内容	実施する具体的な取組	年度の活動目標
施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントへの出展 ・施策・取組の実施状況を複数媒体に掲載 ・ワークショップ・講演会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発媒体の内容刷新及びデジタル化
小・中学校を対象とした環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの実施 ・環境教育の実施 ・給食残渣循環利用の可視化 ・3市ごみ減量推進市民会議編集冊子の配布及び利用促進 ・清掃関連施設（可燃ごみ処理施設、野川クリーンセンター、最終処分場等）見学会の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全小学校による施設見学の実施 ・生ごみリサイクル堆肥を用いて育成した農作物を使用した献立の提供
町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> ・出張講座 ・講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学会の実施
ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進	後日記載予定	
事業系ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の新規実施
市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく令和7年度小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量削減に向けた取組の実施

※ 基本計画において「重点項目」としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組を展開する予定ですが、本計画では「重点項目」についてのみ抜粋しています。他の取組内容については基本計画をご参照ください。

（２）安全・安心・安定的な適正処理の推進

「適正処理の推進」に関しては、基本計画策定後、令和3年度に「災害廃棄物処理計画」を踏まえた市職員用「災害廃棄物処理初動対応マニュアル」を策定したほか、令和4年度に小金井市野川クリーンセンターの本格稼働を開始するなど、着実に施策の展開を進めてきました。

令和7年度は更に取組を進め、メタウォーターサステナブルパークこがねいの本格稼働によりプラスチック製品の再商品化等を進めます。

今後も引き続き、基本計画に基づき、安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」、「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」、「廃棄物処理を支える体制の確立」という3つの計画項目について、各施策の展開を図ります。

第4章 ごみ処理体制

1. 家庭系一般廃棄物

(1) 戸別収集（回収）

家庭系一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス・せとものなど	2週に1回/委託	指定収集袋（青）	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	電池類・蛍光管（電球型を含む）・水銀体温計・ライター類・電池が取り外せないもの（充電式を含む。）※	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。

※ コードレスで使用できる電気製品には、全て充電式電池（リチウムイオン電池など）が使用されています。充電が切れていたり、使用できない状態でも発火や爆発のおそれがありますので、外側がプラスチックの場合でも、必ず「有害ごみ」として排出しなければなりません。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法
古紙・布	ざつがみ、雑誌・本	週1回/委託	ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる。 雑誌・本 紙ひもで縛る。
	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
枝木・雑草類・落ち葉	枝木（1本の長さ1m以内・1本の太さ1.5cm以内・束の直径30cm以内）・雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る。 雑草類・落ち葉 4.5リットル以内の透明又は半透明の袋に入れるか、かごなどに入れる。
生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 市指定の専用容器に入れる。（一部対象外あり）

※ 化石資源の保護及び温室効果ガスの一つである二酸化炭素（CO₂）の増加を抑制して環境負荷の低減を図るため、令和5年度からバイオマス素材を原材料とした家庭系指定収集袋を導入しています。

（2）拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。

拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	週1回/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営

ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	週3回/委託
	飲料用	セブン・イレブン店頭回収
ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	週2回/直営
くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営
ステンレス製ボトル	ステンレス製ボトル（水筒）	随時

※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。
 ※ 市内の拠点回収場所は、小金井市ホームページのほか、小金井市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。

ごみ量削減に向けた取組事例

<p>○マイバッグの利用 （レジ袋Lサイズ1枚：約7g）</p> <p>○ばら売り・量り売りの利用 ○店頭回収の利用 （トレイ1枚：約3g）</p>	 	<p>○マイボトルの利用 （テイクアウト用コーヒー紙コップ1個：約12g）</p> <p>（ペットボトル1本（500mL）：約18g）</p>	 
--	--	---	--

(3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法については、次のとおりです。

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	焼却処理 （一部事務組合）		浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設 焼却後エコセメント化 （一部事務組合）
燃やさない ごみ	積替え・ 保管 （委託）	金属・プラス チック類等 の複合品など	野川クリーン センター 金属・プラスチック類等の複合品な どを資源化、熱回収（民間処理施 設）
プラスチック ごみ	積替え・ 選別 （委託）	プラスチック 製品及び容器 包装リサイク ル法対象の廃 プラスチック	メタウオータ ーサステナブ ルパークこが ねい プラスチック製品及び容器包装リサイ クル法対象の廃プラスチックを資 源化（公益財団法人日本容器包装リ サイクル協会）
		選別後の資源 化に適さない 廃プラスチック類	選別後の資源化に適さない廃プラス チック類を焼却後エコセメント化 （一部事務組合）
粗大ごみ （可燃系）	選別・解 体 （委託）	木質家具、ふ とんなど	野川クリーン センター・浅 川清流環境組 合可燃ごみ処 理施設 木質家具などを熱回収（民間処理施 設）
			ふとんを焼却後エコセメント化 （一部事務組合）
			粗大ごみの一部は補修し、リユース （野川クリーンセンター）
粗大ごみ （不燃系）	選別 （委託）	自転車など大 部分が金属の もの	野川クリーン センター 自転車など大部分が金属のものを資 源化（民間処理施設）
		上記以外の複 合素材・金属・ 小型家電製品 など	小型家電製品を資源化 （民間処理施設） 選別後のプラスチック類などを資源 化、熱回収（民間処理施設）
有害ごみ	破砕・選別（委託）		メタウオータ ーサステナブ ルパークこが ねい 資源化・一部埋立（民間処理施設）
			小型家電製品を資源化 （民間処理施設）
びん	破砕・選別（委託）		メタウオータ ーサステナブ ルパークこが ねい 資源化（民間処理施設）
			民間処理施設
スプレー缶	選別（委託）		メタウオータ ーサステナブ ルパークこが ねい 資源化（民間処理施設）

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
空き缶	選別・プレス(委託)	メタウォーター ーサステナブル パークこが ねい	資源化（民間処理施設）
金属	選別(委託)		資源化（民間処理施設）
ペットボトル	選別・プレス(委託)		資源化（公益財団法人日本容器包装 リサイクル協会又は民間処理施設）
古紙			資源化（民間処理施設）
布	積替え・保管(委託)	野川クリーン センター	資源化（民間処理施設）
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
生ごみ乾燥物	積替え・保管(直営)	メタウォーター ーサステナブル パークこが ねい	堆肥化（民間処理施設）
トレイ	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
ペットボトル キャップ			資源化（NPO法人に寄付）
くつ・ かばん類	選別(直営)	野川クリーン センター	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）

2. 事業系一般廃棄物

(1) 事業活動における3Rの推進

事業者は、自らの責任においてごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、事業活動において、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組まなければなりません。製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それらがごみとなった場合、適正処理が困難にならないような取組が必要です。また、リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店の認定要件であるレジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、トレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収などに取り組むことが重要です。

(2) 排出方法

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋を使用して事業系一般廃棄物を排出することができます。粗大ごみについては市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物と併せて収集（回収）していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分及び排出方法は次のとおりです。

分別区分		排出方法
燃やすごみ		事業用指定収集袋（赤）（紙おむつを含む。）
燃やさないごみ		事業用指定収集袋（青）
プラスチックごみ		事業用指定収集袋（青）
粗大ごみ		市では収集していません。
資源物	びん	事業用指定収集袋（青）
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	布	

分別区分		排出方法
資源物	古紙	家庭から通常排出される程度の量を排出することができる。 <例> ・シュレッダー紙（4 5L 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで）
	枝木・雑草類・ 落ち葉	3 束（袋）まで排出することができる。 <u>枝 木</u> ：ひもで縛る。 <u>雑草類</u> ：透明又は半透明の袋 <u>落ち葉</u> ：透明又は半透明の袋

（3）適正処理方法

事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬させ、市長が指定した場所もしくは一般廃棄物処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県寄居町）、株式会社アルフォ（大田区）、バイオエナジー株式会社（大田区）、株式会社ジェイ・アール・エス（埼玉県所沢市）、西東京リサイクルセンター（羽村市）、エルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市）、太誠産業株式会社（神奈川県愛川町）、株式会社 J バイオフードリサイクル（神奈川県横浜市）、株式会社アクト・エア（神奈川県愛川町）、ニューエナジーふじみ野株式会社（埼玉県ふじみ野市）、比留間運送株式会社（武蔵村山市）、株式会社イズミ環境（八王子市）など）にて適正に処理しなければなりません。

第5章 ごみ処理施設等に関する事項

1. 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみについては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）において、令和2年（2020年）4月から共同処理を行っています。

- (1) 施設名称：浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設
- (2) 所在地：東京都日野市石田一丁目210番地の2
- (3) 処理能力：約228t/日（全連続燃焼式ストーカ炉）



2. 小金井市野川クリーンセンター

平成29年度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚橋焼却場跡地に、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和4年（2022年）8月1日から本格稼働しています。

- (1) 施設名称：小金井市野川クリーンセンター
- (2) 所在地：小金井市東町一丁目7番19号



3. メタウォーターサステナブルパークこがねい

平成29年度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、旧中間処理場敷地に、プラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びんなどの資源物処理施設を整備し、令和7年（2024年）3月から本格稼働しています。

- (1) 施設名称：メタウォーターサステナブルパークこがねい
- (2) 所在地：小金井市貫井北町一丁目8番25号
- (3) 処理能力：25.9t/5h



完成イメージ図

4. 最終処分場・エコセメント化施設

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年（2006年）から稼働している東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルすることで、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。なお、平成30年（2018年）度以降は、構成団体が埋立ごみの搬入を行っていません。

- (1) 施設名称：二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

第6章 動物の死体処理

1. 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

2. 市が収集するもの

占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、届出により市が収集します。

3. 処理方法

占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分します。

第7章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

1. 市が収集しない一般廃棄物について

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、有機ELテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき販売店により回収

- (2) パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づきメーカーにより自主回収又は資源有効利用促進法の認定事業者による宅配回収

- (3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの

ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材を除く。）、フロンガスを使用している製品など

（危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理）

- (4) オートバイ

メーカーにより自主回収

- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針

市内薬局及び医療機関により自主回収

2. 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

3. 災害廃棄物

「小金井市災害廃棄物処理計画」にて、がれきの仮置き場に関する考え方を示しています。

第8章 生活排水処理

1. 収集運搬

生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

し尿及び 浄化槽汚泥	収集運搬 推計量 (KL/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	72.0	市内全域	随 時	バキューム車に よる収集(委託)

後日訂正

2. 処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、立川市、武蔵野市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市及び本市の7市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理します。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設への、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

- (1) 施設名称：湖南衛生組合下水投入施設
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5-1
- (3) 処理能力：7.0KL/日
- (4) 処理方式：前処理希釈方式



こつこつカメちゃん

ごみ減量・リサイクルに関する 市民アンケート調査のお願い



くるくるカメくん

●はじめに

市民の皆様には、平素から小金井市の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
本アンケート調査は、市民の皆様のごみの分別や減量、食品ロスに関する意識等を把握し、「小金井市一般廃棄物処理基本計画」策定の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。
お忙しいところ誠に恐縮ですが、本アンケートの趣旨をご理解いただき、何卒ご協力をお願い申し上げます。

●調査票の記入に際して

- ・ 封筒宛名のご本人がご回答ください。お名前を書く必要はありません。ご本人がご記入いただけない場合は、ご家族の方がご回答ください。
- ・ ご回答は、①下記の二次元バーコードを読み取り、Web で回答いただく方法、②調査票に直接記入し、返信用封筒（切手不要）に入れて郵送いただく方法、③調査票に直接記入し、FAX で送っていただく方法のいずれか 1 つの方法でお願いします。回答は、下記の締切までにお願いたします。

締切：令和7年1月〇〇日（〇曜日）

●対象者の抽出方法、個人情報の取り扱い

- ・ この調査票は、小金井市内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に選んだ3,000人の方にお送りしております。
- ・ 回答はすべて統計的に処理し、個々の調査票が公表されることはありません。
- ・ 得られた情報は調査目的以外に使用することはありません。

●ご質問・お問合せ先

小金井市 環境部 ごみ対策課

電話：042-387-9854 FAX：042-383-6577

●調査実施主体

パシフィックコンサルタンツ株式会社 国土基盤事業本部 資源循環マネジメント部

●調査票管理番号

： **C0001**

調査票の冒頭に管理番号記載欄がありますので、そちらにご記入下さい。

Web で回答される場合も、入力欄がありますので、ご入力ください。

なお、管理番号は集計結果管理に用い、個人を特定するものではありません。

●Web で回答される場合のURL：

<https://questant.jp/q/1YYNVRP5>



市長による小金井市のこれまでのごみ、資源に関する取組等についての説明を、裏面に記載しています。

●小金井市のこれまでのごみ、資源に関する取組等

市では、令和2年3月にごみの減量及び資源化の推進のため、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針となる「小金井市一般廃棄物処理基本計画」の策定とあわせ、循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を新たなスローガンに様々な施策に取り組んできています。

市民の皆様のご理解、ご協力により、令和5年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は349gとなり、令和12年度までの達成目標としていた355gを下回ることができましたが、令和2年4月、浅川清流環境組合が稼働し、日野市・国分寺市と本市の可燃ごみの共同処理が開始したこと、また、令和7年3月に完了見込みである市内の清掃関連施設整備事業によって本市の廃棄物行政を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

施設周辺にお住まいの皆さんのご負担の軽減や資源循環社会の形成に寄与できるよう、引き続き一層のごみの減量に取り組んでいく必要があります。

このたびは、近年、大きく注目を集めている食品ロスへの対応も含め、基本計画を見直すための基礎資料として、市民の皆様の日頃のごみ減量化の取り組みへの参加状況、ごみの減量に関するご意見などをお聞きかせたいと考え、アンケート調査を実施するものです。

是非ともご協力をお願いします。

小金井市長 白井 亨

●地域内の施設の現況と予定

現行計画策定時
(令和2年3月時点)



現在
(令和7年1月時点)



「ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート調査のお願い」下部に記載の「調査票管理番号」をご記入ください。

■管理番号

--

あなたのことについてお聞きします。該当する番号1つに○をつけてください。

■年齢

1. 20歳未満	2. 20～29歳	3. 30～39歳	4. 40～49歳
5. 50～59歳	6. 60～69歳	7. 70歳以上	

■世帯構成

1. 単身	2. 夫婦のみ	3. 親子（2世代）
4. 親子孫（3世代）	5. その他（	）

■世帯人数

1. 1人	2. 2人	3. 3人	4. 4人
5. 5人	6. 6人以上		

■居住年数（※小金井市内での居住年数です）

1. 3年未満	2. 3年以上5年未満	3. 5年以上10年未満
4. 10年以上20年未満	5. 20年以上	

■居住形態

1. 戸建住宅	2. 集合住宅	3. 社宅・寮
4. その他（		）

■居住地区（お住まいの地区を選んでください）

1. 東町	2. 梶野町	3. 関野町	4. 緑町
5. 中町	6. 前原町	7. 本町	8. 桜町
9. 貫井北町	10. 貫井南町		

各設問をお読みになり、ご自身のお考えに近い答えの番号に○をつけてください。

Q1 あなたはごみの減量や分別、リサイクルについて関心がありますか。(○は1つ)

- 1. ある
 - 2. 多少ある
 - 3. ない
- } → Q2 ^
- Q3 ^

Q2 Q1で「1.ある」または「2.多少ある」と答えた方にお聞きします。ごみの減量や分別、リサイクルについてどのような内容に関心がありますか。(○は3つまで)

★そもそもごみを減らすことが、ごみの収集運搬や処理に係るエネルギーを減らし、環境負荷を減らすことにつながります。

- 1. ごみの分別の種類やしし方
- 2. ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）
- 3. 生ごみの減量化（水切りや生ごみ処理機の利用）
- 4. 生ごみ以外の家庭でできるごみ減量方法
- 5. フリーマーケットやリユース品販売セールなどリユースに関する情報
- 6. 集団回収（地域の資源回収運動）
- 7. 販売店で店頭回収しているものや、回収場所
- 8. ごみの不法投棄やたばこのポイ捨て
- 9. ごみ・資源物の排出量
- 10. ごみ・資源物のゆくえ
- 11. ごみ処理コスト
- 12. その他（具体的に）（)

Q3 ごみの分別はどの程度行っていますか。(○は1つ)

- 1. 徹底している
 - 2. 徹底を心掛けているが、分からないものは混ぜて出している
 - 3. あまりしていない
 - 4. していない
- } → Q5 ^
- } → Q4 ^

Q4 Q3で「3.あまりしていない」または「4.していない」と答えた方にお聞きします。
その理由は、次のどれですか。(〇はいくつでも)

1. 収集日が分からない
2. 分別方法が分からない
3. 家庭内にごみの保管や分別を行うスペースがないから
4. 手間がかかるから
5. 興味がないから
6. その他(具体的に)()

Q5 ごみに関して、日ごろ目にしたり、聞いたりしている情報源はどのようなものですか。
(〇は3つまで)

1. 市発行のごみ・リサイクルカレンダー
2. 市発行のごみ分別の手引き
3. 市報(市報こがねい、ごみ減量リサイクル特集号)
4. 市発行の分別啓発チラシ
5. 市役所・市職員に聞く
6. ごみゼロ化推進員(ごみの相談員)に聞く
7. 町会、自治会、子ども会などに聞く
8. 家族、友人、近隣の住民に聞く
9. 市のホームページ
10. スマートフォン用ごみ分別アプリ
11. インターネット・SNS
12. テレビの広報・広告
13. 新聞やチラシの広報・広告
14. 公共交通機関等の掲示物
15. 店舗等の施設内の掲示物
16. その他(具体的に)()

Q6 ごみの減量やリサイクルについて、現在どのようなことに、どの程度取り組んでいますか。①から⑫の項目ごとに当てはまる番号を1つ選んでください。⑬についてはあれば具体的に記述してください。

取組事項		取組の程度			
		いつも している	ほとんど している	あまり して いない	して いない
①	生ごみは水気を切ってから出す	1	2	3	4
②	生ごみ処理機を使用している	1	2	3	4
③	マイはしやマイボトルを使っている	1	2	3	4
④	レジ袋は使わずマイバッグを持参して利用している	1	2	3	4
⑤	過剰な包装は断る、または、簡易包装の商品を選ぶ	1	2	3	4
⑥	詰め替えタイプの商品を選ぶ	1	2	3	4
⑦	使い捨て製品を買わないようにする	1	2	3	4
⑧	食品の買いすぎや食べ残しを減らし、食品を捨てないようにする	1	2	3	4
⑨	物をできるだけ長く使い、修理できるものは修理して大切に使う	1	2	3	4
⑩	使わなくなったものを知人や他人に譲る（直接またはSNS、フリマアプリ等を通じて）	1	2	3	4
⑪	フリーマーケット、リサイクルショップなどを利用する	1	2	3	4
⑫	店舗が行っている店頭回収を利用している	1	2	3	4
⑬	その他取り組んでいること （記述、具体的に）				

Q7 以下の市が行っている取組をご存知ですか、また利用したことがありますか。それぞれの取組について項目ごとに当てはまる番号を1つ選んでください。

		知っているし 利用・活用 したことが ある	知っているが 利用・活用は したことが ない	知らない
①	ごみ・リサイクルカレンダー (全戸配布、ホームページ掲載)	1	2	3
②	ごみの分別の手引き (窓口配布、ホームページ掲載)	1	2	3
③	市報ごみ減量・リサイクル特集号 (年3回全戸配布)	1	2	3
④	ごみ減量分別啓発チラシ(全戸配布)	1	2	3
⑤	スマートフォン用ごみ分別アプリの配信	1	2	3
⑥	希望者への講習会開催	1	2	3
⑦	ごみ減量啓発アニメーション制作・公開 DVDの貸し出し、動画配信	1	2	3
⑧	ごみゼロ化推進員制度 (ごみの相談員制度)	1	2	3
⑨	協力店認定制度における協力店(リサイ クル推進協力店、食品ロス削減推進協力 店)の利用	1	2	3
⑩	資源物の集団回収	1	2	3
⑪	小金井市が行っているリユース事業 (ゆづる輪)	1	2	3
⑫	マイボトル専用給水機の設置	1	2	3

Q8 市や店舗等が行っている拠点回収（無料）はご存知ですか。それぞれの品目について項目ごとに当てはまる番号を1つ選んでください。

		知っているし 利用・活用 したことが ある	知っているが 利用・活用は したことが ない	知らない
①	食品トレイ	1	2	3
②	紙パック	1	2	3
③	難再生古紙 (レシート、写真等)	1	2	3
④	ペットボトル	1	2	3
⑤	ペットボトルキャップ	1	2	3
⑥	生ごみ乾燥物 (生ごみ処理機(乾燥型)から生成され たもの)	1	2	3
⑦	くつ・かばん類 (くつ、かばん、ベルト、ぬいぐるみ)	1	2	3
⑧	使用済みステンレス製ボトル(水筒)	1	2	3
⑨	コンタクトレンズの空ケース	1	2	3
⑩	廃食油	1	2	3

Q9 「生ごみ」や「食品ロス」に関する①～⑤の設問について、当てはまるものを選んでください。

①市が行っている生ごみや食品ロスに関する取組はご存知ですか。それぞれの取組について、項目ごとに当てはまる番号を1つ選んでください。

※食品ロス：本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物

※小金井カメすけ：小売店や飲食店において、売れ残りそうな食品や規格外品などをWebサイト上に値引きして出品し、販売につなげる「タベスケ」の取組を活用し、本市では「小金井カメすけ」という愛称で、地域に根差したサービスとして展開しています

		知っているし 利用・活用 したことが ある	知っているが 利用・活用は したことが ない	知らない
①	生ごみ減量化処理器購入費補助制度	1	2	3
②	一部の小中学校で実施している 生ごみ投入リサイクル事業	1	2	3
③	生ごみ乾燥物から作られた堆肥 (食品リサイクル堆肥)の無料配布	1	2	3
④	フードドライブ事業	1	2	3
⑤	小金井カメすけ (食品ロス削減プロジェクト)	1	2	3

②普段あなたが捨てていると思う「食品ロス」はどれですか。(〇は多いものを3つまで)

1. 消費期限(安全に食べることができる期限)が切れてしまった食品
2. 賞味期限(おいしく食べることができる期限)が切れてしまった食品
3. 使い残した野菜・青果、鮮魚・鮮肉などの食材
4. 食べ残したおかず・そうざいなど
5. その他(具体的に) ()
6. 捨てたことがない

③「食品ロス」を出さないために、日頃の生活の中で行っていることはありますか。(〇は
いくつでも)

1. 食品は必要な分だけ買う
2. 賞味期限を過ぎる前に食べる、もしくは過ぎたらすぐ食べる
3. 消費期限を過ぎないように食べる
4. 定期的に冷蔵庫の中身を整理する
5. 料理を作り過ぎない
6. 食材を無駄なく使う
7. 飲食店では食べきれぬ量を注文する
8. その他(具体的に)()
9. 特に何もしていない

④食品ロス削減のための取組として、市に実施してほしいものは何ですか。(〇は3つま
で)

1. 講習会
2. イベント
3. 広報誌・パンフレットの配布
4. エコ料理教室
5. 飲食店等と連携したキャンペーン
6. 食品ロス削減推進協力店の増加
7. その他(具体的に)()
8. 特にない

⑤食品ロスを減らすために、事業者(小売店・メーカー等)に取り組んでほしいことはあ
りますか。(〇はいくつでも)

※小金井カメすけ：小売店や飲食店において、売れ残りそうな食品や規格外品などを Web サイ
ト上に値引きして出品し、販売につなげる「タベスケ」の取組を活用し、本市では「小金井カ
メすけ」という愛称で、地域に根差したサービスとして展開しています

1. 賞味期限が近い商品を購入することへの特典(値引き、ポイント付与など)
2. 小金井カメすけへの登録・出品
3. 必要量だけの販売・提供(少量パック、量り売り、小盛など)
4. 苦手な食材やアレルギーなどの確認
5. 食べきりの呼びかけ
6. その他(具体的に)()
7. 特にない

Q10 プラスチックごみや燃やさないごみ等の出し方について、①～③の出し方で当てはまるものを1つずつ選んでください。

①プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品で、汚れのないものはどのごみの日に出していますか。

1. プラスチックごみの日に出している
2. 燃やすごみの日に出している
3. 燃やさないごみの日に出している
4. その他(具体的に)()

②プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品で、汚れのついたものはどのごみの日に出していますか。

★容器の汚れや食べ残しなどは、水で軽くゆすぐか拭き取るなどして、汚れを落としてから出してください。

1. 汚れを落として、プラスチックごみの日に出している
2. 汚れを気にせず、プラスチックごみの日に出している
3. 燃やすごみの日に出している
4. 燃やさないごみの日に出している
5. その他(具体的に)()

③-1 充電式電池が内蔵されている製品(モバイルバッテリー、ハンディファン、電子タバコ、充電式掃除機等)を捨てる時、正しい方法で捨てていますか。

★近年、充電式電池が内蔵されている製品が正しく排出されていないことにより、収集車両やごみ処理施設での火災・爆発事故が増加しています。

★正しい排出方法

販売店等の拠点回収 または

電池を取り外せるもの→ 電池を取り外し、電池を有害ごみの日に出す(電池を取り外した製品はプラスチックごみ、燃やさないごみなどルールに従って捨てる)

電池を取り外せないもの→販売店の拠点回収に出す、または「電池を外せない」と貼り紙をして有害ごみの日に出す

1. 正しい方法で捨てている
2. 正しい方法で捨てていない → ③-2 へ
3. 分からない、または捨てたことがない

③-2 Q10③で「2.正しい方法で捨てていない」と答えた方にお聞きします。充電式電池が内蔵されている製品を捨てる時、どのように捨てていますか。

1. 電池の取り外し可否に関わらず、可燃ごみの日に出している
2. 電池の取り外し可否に関わらず、不燃ごみの日に出している
3. 電池の取り外し可否に関わらず、有害ごみに出している
4. その他(具体的に)()

Q11 家庭で不要になったものをゴミとして捨てるのではなく、再使用するリユースについては、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、民間事業者を中心に様々な取組が進んでいますが、どのようなリユース事業を利用したことがありますか。(〇はいくつでも)

1. フリマアプリ (例: 市は地域情報サイト「ジモティー」と連携して粗大ごみの一部をリユースしています)
2. インターネットオークション
3. リユースショップの店頭買取サービス
4. 不要品出張買取サービス (例: 市は不要品の買取価格比較サービスである「おいくら」と連携しています)
5. 公園などで開催されるフリーマーケット
6. リユース事業を利用したことがない
7. その他 (具体的に) ()

Q12 さらにごみの減量や分別、リサイクルを進めていくためには、どのような市の施策が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

1. ごみをさらに減量するための啓発
2. ごみの分別をさらに徹底するための啓発
3. ごみやリサイクルに関する情報発信の充実
4. ごみについて学習する機会の提供 (学校教育の充実を含む)
5. 集団回収への積極的な参加の促進
6. 生産者、販売者への自主回収促進・品目拡充等の働きかけ (スーパー等での店頭回収を含む)
7. 資源循環の推進
8. その他 (具体的に) ()

ごみ減量や分別、リサイクルについてのご意見などを自由にお書きください。

.....

.....

質問は以上で終了となります。
アンケートにご協力いただきありがとうございました。



ごみ減量・リサイクルに関する 事業所アンケート調査のお願い



●はじめに

事業者の皆様には、平素から小金井市の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本アンケート調査は、**事業所の皆様のごみの分別や減量、食品ロスに関する意識や取組状況を把握**し、「小金井市一般廃棄物処理基本計画」策定の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本アンケートの趣旨をご理解いただき、何卒ご協力をお願い申し上げます。

●調査票の記入に際して

- ・ 本社・本店等ではなく、この調査票が届いた事務所・店舗等でご回答ください。基本的には普段ごみを扱っている人がご回答ください。
- ・ ご回答は、**①下記の二次元バーコードを読み取り、Web で回答いただく方法、②調査票に直接記入し、返信用封筒（切手不要）に入れて郵送いただく方法、③調査票に直接記入し、FAX で送っていただく方法のいずれか**1つの方法でお願いします。回答は、下記の締切までにお願いいたします。

締切：令和7年1月〇〇日（〇曜日）

●対象者の抽出方法、個人情報の取り扱い

- ・ この調査票は、小金井市内の事業所から、業種を考慮しつつ無作為に選んだ200事業所にお送りしています。
- ・ 回答はすべて統計的に処理し、個々の調査票が公表されることはありません。
- ・ 得られた情報は調査目的以外に使用することはありません。

●ご質問・お問合せ先

小金井市 環境部 ごみ対策課

電話：042-387-9854 FAX：042-383-6577

●調査実施主体

パシフィックコンサルタンツ株式会社 国土基盤事業本部 資源循環マネジメント部

●調査票管理番号

： **B0001**

調査票の冒頭に管理番号記載欄がありますので、そちらにご記入下さい。

Web で回答される場合も、入力欄がありますので、ご入力ください。

なお、管理番号は集計結果管理に用い、事業所を特定するものではありません。

●Web で回答される場合の URL：

<https://questant.jp/q/1YYNVRP5>



市長による小金井市のこれまでのごみ、資源に関する取組等についての説明を、裏面に記載しています。

●小金井市のこれまでのごみ、資源に関する取組等

市では、令和2年3月にごみの減量及び資源化の推進のため、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針となる「小金井市一般廃棄物処理基本計画」の策定とあわせ、循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を新たなスローガンに様々な施策に取り組んできています。

市民の皆様のご理解、ご協力により、令和5年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は349gとなり、令和12年度までの達成目標としていた355gを下回ることができた一方で、事業系ごみ排出量は増加傾向となっています。

令和2年4月、浅川清流環境組合が稼働し、日野市・国分寺市と本市の可燃ごみの共同処理が開始したこと、また、令和7年3月に完了見込みである市内の清掃関連施設整備事業によって本市の廃棄物行政を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

施設周辺にお住まいの皆様のご負担の軽減や資源循環社会の形成に寄与できるよう、引き続き一層のごみの減量に取り組んでいく必要があります。

このたびは、近年、大きく注目を集めている食品ロスへの対応も含め、基本計画を見直すための基礎資料として、事業所の皆様の日頃のごみ減量化の取り組みへの参加状況、ごみの減量に関するご意見などをお聞きかせいただきたいと考え、アンケート調査を実施するものです。

是非ともご協力をお願いします。

小金井市長 白井 亨

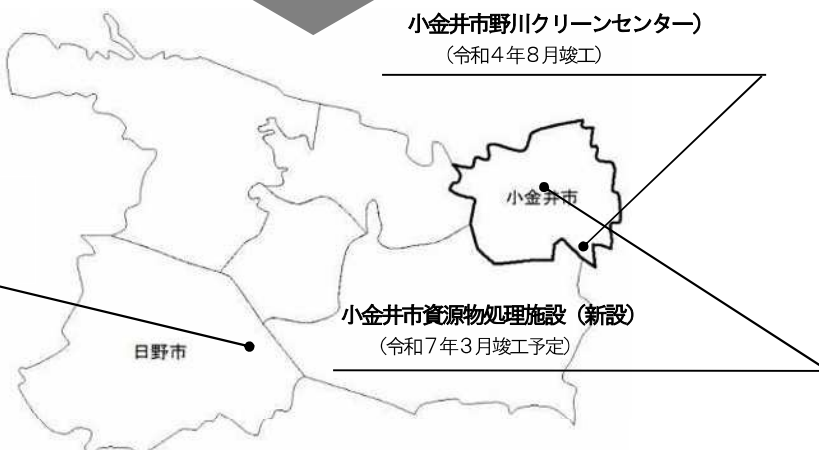
●地域内の施設の現況と予定

現行計画策定時
(令和2年3月時点)



現在
(令和7年1月時点)

浅川清流環境組合
可燃ごみ処理施設
(令和2年4月竣工)



「ごみ減量・リサイクルに関する事業所アンケート調査のお願い」下部に記載の「調査票管理番号」をご記入ください。

■管理番号

--

事業所のことについてお聞きします。該当する番号1つに○をつけてください。

■業種

1. 建設業	2. 製造業	
3. 電気・ガス・熱供給・水道業	4. 情報通信業	5. 運輸業、郵便業
6. 卸売業、小売業	7. 金融業、保険業	8. 不動産業、物品賃貸業
9. 学術研究、専門・技術サービス業	10. 宿泊業、飲食サービス業	
11. 生活関連サービス業、娯楽業	12. 教育、学習支援業	
13. 医療、福祉	14. 複合サービス事業	
15. サービス業(他に分類されないもの)	16. 公務(他に分類されないもの)	

■事業形態

1. 販売店、店舗	2. 飲食店	3. 事務所・営業所	4. 工場・作業所
5. 倉庫・配送センター	6. ホテル・旅館	7. 学校・保育所・学習施設	
8. 病院・医療機関	9. 映画館、劇場、娯楽施設等		
10. その他（	）		

■従業員数（非正規従業員含む）※小金井市内で、調査票が届いた1事業所または1店舗の人数です。

1. 1～4人	2. 5～9人	3. 10～19人	4. 20～29人
5. 30～49人	6. 50～99人	7. 100～199人	8. 200～299人
9. 300人以上			

■事業所の所有形態

1. 自社・グループ所有	2. 賃貸・テナント	3. その他（	）
--------------	------------	---------	---

■住宅併設

1. 経営者や従業員の住まいを併設している	2. 併設していない
-----------------------	------------

ごみの排出及び資源物のリサイクルについて

Q1 貴事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物について、どのように分別・処理していますか。分別の有無については行っているものに○を、排出方法については下記の選択肢から該当する番号をそれぞれ選んで、番号を記入してください。（複数の場合は多いものを記入してください）

品目	排出方法	分別の有無	分別していない理由 (排出方法で⑪の場合は記入不要)
【記入例】 生ごみ・食品廃棄物	①	○	※「分別の有無」で○以外の場合、記入
可燃ごみ	生ごみ・食品廃棄物		
	食用廃油		
	新聞		
	雑誌		
	ダンボール		
	コピー用紙、OA用紙		
	機密文書		
	ざつがみ（メモ用紙、伝票、封筒、空き箱、シュレッダーくず）		
	落ち葉、剪定枝		
	その他可燃物		
不燃ごみ	ペットボトル		
	プラスチック類		
	缶類		
	びん		
	その他不燃物		
粗大ごみ			
その他（具体的に） ()			

《選択肢》

- ① 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
- ② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
- ③ 事業用指定収集袋で出している
- ④ 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
- ⑤ リサイクル業者に売却している
- ⑥ 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
- ⑦ 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
- ⑧ 納入業者（販売者）が回収している
- ⑨ 本社（本店）が一括しているので分からない
- ⑩ 建物の管理会社に任せているので分からない
- ⑪ 発生しない

Q2 貴事業所のごみ減量・リサイクルに関する取組状況はどの程度でしょうか。(〇は1つ)

1. 積極的に取組を進めている
2. ある程度、取組を進めている
3. どちらかといえば取組には消極的である
4. ほとんど取り組んでいない

Q3 貴事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取組を行っていますか。(〇はいくつでも)

1. 市が行っている「出張講座」を活用した講演会を実施している
2. 市の協力店認定制度（リサイクル推進協力店、食品ロス削減推進協力店）に認定されている
3. 減量目標を定めて、ごみの減量に取り組んでいる
4. ごみの減量化やリサイクルを事業所内に呼びかけている
(ポスターや注意書きの掲示など)
5. ごみの減量化やリサイクルを推進する部署や担当者を設置している
6. ごみの減量化やリサイクルのマニュアルを作成している
7. ごみに関する検討委員会や組織を設置している
8. 取引先や納入業者に簡易包装等の省資源化や通い箱の使用を依頼している
9. 書類のペーパーレス化に努めている
10. 再生紙など再生用品の使用に努めている
11. 周辺の事業所と協働して古紙をリサイクルしている
12. 排出するごみや資源物の排出量並びに収集運搬・処理料金を把握している
13. 紙コップやストローなど、使い捨て製品の使用削減に努めている
14. 食品リサイクル法に準じ、食品を分別してリサイクルを行っている
15. 回収箱を設置している(回収品目：)
16. その他(具体的に)()
17. 特に取り組んでいない

Q4 貴事業所では、ペットボトルごみ削減に向けてウォーターサーバーを設置する予定はありますか。(〇は1つ)

1. ある
2. ない
3. すでに設置している
4. その他(具体的に)()

Q5 貴事業所で、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. ごみを減らすことでコスト削減につながるため
2. 会社の社会的責任を果たすため
3. 会社の宣伝やイメージアップを図るため
4. ISO14001等の認証を取得した(または取得したい)ため
5. 法律で定められているため
6. 会社全体で規定されているため
7. その他(具体的に)()

Q6 事業活動によって発生するごみは、事業者の責任において処理することが義務付けられています。このことについて知っていますか。(〇は1つ)

1. 知っている
2. 知らなかった

Q7 貴事業所で、ごみ減量・リサイクルを進めていくうえでの主な問題点は何ですか。
(〇はいくつでも)

1. 資源物を保管しておく場所がない
2. 資源物やリサイクル可能な不用品の引渡し先（回収業者）が分からない・ない
3. 従業員に分別の徹底やごみ減量の意識を浸透させることが難しい
4. ごみの減量や分別に手間がかかる
5. 機密書類が多く、リサイクルが難しい
6. 様々な法令や分別・排出方法のルールが分からない、理解しにくい
7. ごみ処理について質問や相談する窓口（市）が分からない
8. その他（具体的に）（）
9. 特に問題ない

Q8 貴事業所で、今後排出量を減らしたり、リサイクルに回したいと考えている品目はありますか。(〇はいくつでも)

1. 生ごみ・食品廃棄物
2. 廃食用油
3. 新聞、雑誌
4. ダンボール
5. コピー用紙、OA用紙
6. 機密文書
7. ざつがみ（メモ用紙、伝票、封筒、空箱、シュレッダーくず）
8. 紙おむつ
9. ペットボトル
10. プラスチック類
11. 缶類
12. ビン
13. 粗大ごみ
14. その他（具体的に）（）
15. 特になし

Q9 食品を提供している事業所（小売店・飲食店・メーカー等）の方にお聞きします。
食品ロスを減らすために取り組んでいることはありますか。（〇はいくつでも）

※小金井カメすけ：小売店や飲食店において、売れ残りそうな食品や規格外品などを Web サイト上に値引きして出品し、販売につなげる「タバスケ」の取組を活用し、本市では「小金井カメすけ」という愛称で、地域に根差したサービスとして展開しています）

1. 賞味期限が近い商品を購入することへの特典付与（値引き、ポイント付与など）

*小金井カメすけ（食品ロス削減プロジェクト）も本取組の 1 つ

2. 必要な量だけの販売・提供（少量パック、量り売り、小盛メニューなど）

3. 食品提供時の苦手な食材やアレルギーなどの確認や明示

4. 食べきりの呼びかけ

5. 食べきれなかった料理の持ち帰りサービス

6. 食べることへの特典（値引き、ポイント付与など）

7. 食品ロスを減らすための事業への参画

8. その他（具体的に）（

9. 特にない

Q10 食品ロス削減のための取組として市に実施してほしいものは何ですか。
（〇はいくつでも）

1. 講習会

2. イベント

3. 広報誌・パンフレットの配布

4. 飲食店等と連携したキャンペーン

5. その他（具体的に）（

6. 特にない

Q11 あなたが日ごろ、ごみに関して目にしたり、聞いたりしている情報源はどのようなものですか。(〇は3つまで)

1. 市発行のごみ・リサイクルカレンダー
2. 市発行のごみ分別の手引き
3. 市報（市報こがねい、ごみ減量リサイクル特集号）
4. 市発行の分別啓発チラシ
5. 新聞やチラシの広報・広告
6. 市のホームページ
7. インターネット・SNS
8. 収集運搬業者への問い合わせ
9. 同業者や加盟団体などへの問い合わせ
10. 市役所への問い合わせ
11. その他(具体的に)()
12. 特になし

Q12 さらに市のごみ減量・リサイクルを進めていくうえで、取組を促進するためにはどのような市の施策が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

1. 事業者に対するごみの減量・リサイクルの啓発、指導
2. ごみ減量・リサイクルマニュアルの提供
3. 優良事業所の紹介や表彰
4. ごみ減量・リサイクルの事例紹介
5. 収集運搬業者、廃棄物処理業者、リサイクル事業者に関する情報提供
6. 法令や条例等の規制に関する情報提供
7. ごみ処理に関する相談窓口や体制の充実
8. 事業者を対象とした廃棄物の講習会の開催
9. 罰則制度※の強化・徹底
10. ごみ収集運搬業者の指導強化
11. 資源化できる資源物の種類拡大
12. 従業員の意識向上のための社内研修等への講師派遣や資料提供等の支援
13. その他(具体的に)()
14. 特に必要ない

※廃棄物処理法では、不法投棄や不法焼却、廃棄物処理業の無許可営業、廃棄物の不正輸出等の違反に対し、罰金や懲役を定めています。

ごみ減量や分別、リサイクルについてのご意見などを自由にお書きください。

.....

.....

.....

.....

.....

質問は以上で終了となります。
アンケートにご協力いただきありがとうございました。